

**第7期麻生区
地域福祉計画の取組**

第2章

1

計画の体系

基本理念

基本目標

基本方針

みんなで支え合う 福祉のまち麻生
く麻生区らしい地域包括ケアシステム構築をめざしてく

基本目標 1

区民が主役の
地域づくり

重点項目 1

- 1 地域活動の参加につながる取組の推進
- 2 地域活動団体等への活動支援
- 3 健康づくり・介護予防事業の推進

基本目標 2

区民本位の福祉
サービスの提供

重点項目 2

- 1 保健福祉に関する情報発信の充実
- 2 相談支援に対する専門性の向上と関係機関との連携強化

基本目標 3

「ひと・もの・場」
をつなぐ自助・互助
の仕組みづくり

重点項目 3

- 1 認知症にやさしいまちづくりの推進
- 2 地域ぐるみで子育てできる環境づくりの推進
- 3 地域活動団体の交流の場づくり
- 4 災害対応力の向上と防犯対策の強化

重点項目 4

- 5 地域における見守り力の向上
- 6 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化

2

麻生区がめざす地域の姿

(1) 基本理念

みんなで支え合う 福祉のまち麻生

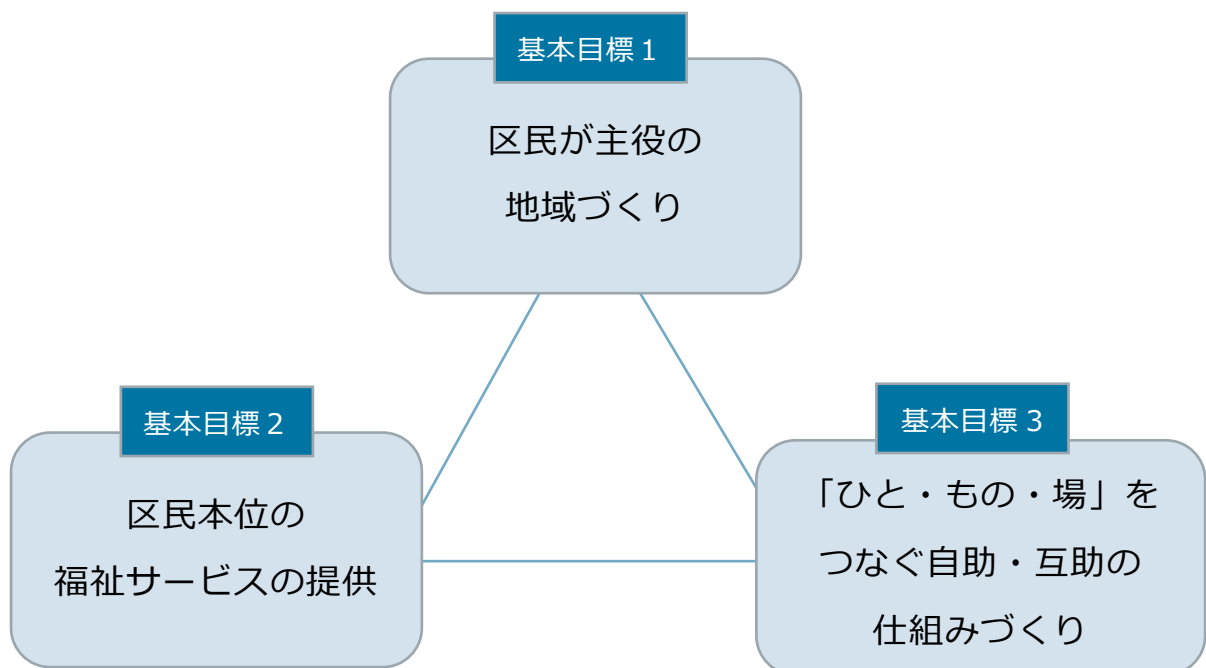
～麻生区らしい地域包括ケアシステム構築をめざして～

この基本理念は、麻生区が、誰もが安心して暮らし続けることができるまちとなるよう、区民の皆さん、地域団体の皆さん、行政などが互いに力を合わせ、支え合いながら地域福祉を向上させることをめざし掲げたものです。

第7期においても、第6期計画の基本理念を継承し、これまで進めてきた地域福祉の取組をさらに推進します。

(2) 基本目標・基本方針

麻生区における地域福祉の取組については、第6期における3つの基本目標を継続し、麻生区らしい地域福祉の推進に向けて取り組めます。



基本目標 1 区民が主役の地域づくり

様々な生活上の困難に対する支援には、公的制度だけではなく、柔軟で多様なニーズに対応した区民主体による地域活動が必要です。地域活動を担う人材の発掘・育成の仕組みをつくり、その人材の活動を支援することによって、区民が主体的に関わる地域づくりを推進します。

～めざす麻生区の姿～

- 区民が気軽に地域活動につながることができ、やりがいを持って活躍しており、地域活動が活性化しています。
- 様々な機会を通じて健康づくりに役立つ情報が提供され、区民一人ひとりが主体的に健康づくり・介護予防に取り組むことができます。

基本方針 1 地域活動の参加につながる取組の推進

重点項目1

基本方針 2 地域活動団体等への活動支援

基本方針 3 健康づくり・介護予防事業の推進

基本目標 2 区民本位の福祉サービスの提供

区民が必要とする福祉サービスを適切に受けるには、そのための情報が欠かせません。利用者のニーズに即した適切な制度や情報が提供できるよう、積極的に情報発信します。また、困りごとや課題を抱えた人に対して、必要な相談支援を提供できるように行政や関係機関が連携し、適切な支援につなげるための仕組みづくりを進めます。

～めざす麻生区の姿～

- 保健福祉に関する様々な情報が様々な媒体でわかりやすく提供され、必要とする人に必要な情報が届いています。
- 不安なことがあれば誰もが気軽に安心して相談することができ、必要な支援へつなげられています。

基本方針 1 保健福祉に関する情報発信の充実

重点項目2

基本方針 2 相談支援に対する専門性の向上と関係機関との連携強化

基本目標3 「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり

地域福祉の推進には、支援に関わる人、支援に必要なネットワーク、支援活動を行う場のいずれも欠かすことはできません。まず、区民一人ひとりが、自らの活動により生活や健康を維持し（自助）、区民と地域活動団体、行政のそれぞれが地域福祉の目的や課題を共有し連携を図ることによって、区民ひとりではできない、行政だけではできない「互いに助け合う（互助）」の仕組みづくりを進めます。

～めざす麻生区の姿～

- 支援が必要な人について正しく理解する人が増え、地域で支え合う仕組みが構築されています。
- 様々な世代の人たちが気軽に楽しみながら参加できる場があり、区民同士の交流の輪が広がっています。
- 安全・安心に関する区民の理解が深まり、一人ひとりが支え合う意識を持ち、支援を必要とする人を地域で見守るネットワークが広がっています。
- 区民、地域活動団体、民間事業者、行政など、地域の多様な主体が連携・協働して、それぞれの強みを活かしながら、地域課題に対応しています。

基本方針 1 認知症にやさしいまちづくりの推進

重点項目3

基本方針 2 地域ぐるみで子育てできる環境づくりの推進

基本方針 3 地域活動団体の交流の場づくり

基本方針 4 災害対応力の向上と防犯対策の強化

基本方針 5 地域における見守り力の向上

重点項目4

基本方針 6 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化

(3) 重点項目

重点項目 1 地域活動の参加につながる取組の推進

【基本目標 1 – 基本方針 1】

地域活動の担い手不足や地域活動への参加意識の希薄化に対応するため、麻生区が実施するボランティア養成講座や、「麻生市民交流館やまゆり」及び「あさお希望のシナリオプロジェクト」における活動等を通して、地域人材を発掘・育成し、様々な地域活動へつなげていく取組を進めます。

また、「ちいきのちからシート」や「地区カルテ」など様々なツールも活用しながら地域の多様な主体と連携し、地域に関する情報や課題を共有するとともに、地域活動への積極的な参加や新たな連携を促します。

活動指標

活動指標	現 状	目 標
麻生区が実施するボランティア養成講座等の参加者	76 人	85 人/年
	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 6～8 年度 (2024～2026 年度)

区民の実感指標

区民の実感指標	前 回	現 状	方向性
地域活動やボランティア活動に「参加したことがない」と回答した人の割合	35.3%	33.4%	減少
川崎市地域福祉実態調査 麻生区版	令和元年度調査 (2019 年度調査)	令和 4 年度調査 (2022 年度調査)	令和 7 年度調査 (2025 年度調査)

重点項目 2 保健福祉に関する情報発信の充実

【基本目標 2 – 基本方針 1】

保健福祉に関する情報は広範な分野にわたり、区民が求める情報も多様化しているため、発信する情報量を充実させるとともに、子育て世帯や高齢者、障害者など支援を必要としている人に対して、取り残されることがないように、様々な媒体を通して、わかりやすい情報発信を進めます。

活動指標

活動指標	現 状	目 標
市政だより麻生区版における保健福祉情報*の発信	79 件	82 件/年
麻生区役所企画課 X（旧 Twitter）アカウントにおける保健福祉情報*の発信	88 件	150 件/年
	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 6 ～ 8 年度 (2024～2026 年度)

区民の実感指標

区民の実感指標	前 回	現 状	方向性
保健や福祉の情報の入手先について、「市の広報」と回答した人の割合	57.1%	56.3%	上昇
保健や福祉の情報の入手先について、「インターネットのホームページ」と回答した人の割合	26.6%	27.8%	上昇
川崎市地域福祉実態調査 麻生区版	令和元年度調査 (2019 年度調査)	令和 4 年度調査 (2022 年度調査)	令和 7 年度調査 (2025 年度調査)

* 麻生区地域みまもり支援センター及び区内福祉施設からのお知らせと、区地域福祉計画に掲載している事業に関するお知らせを合計しています。

重点項目3 認知症にやさしいまちづくりの推進

【基本目標3 – 基本方針1】

認知症高齢者が増加していくことが見込まれる中、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」*と「予防」*を車の両輪として、認知症に関する普及啓発、認知症訪問支援事業、認知症等行方不明 SOS ネットワーク事業等を実施し、認知症にやさしいまちづくりを推進します。

活動指標

活動指標	現 状	目 標
認知症サポーター養成講座の受講者数	642 人/年	650 人/年
	令和2～4年度 (2020～2022 年度)	令和6～8年度 (2024～2026 年度)



川崎市地域福祉実態調査において、「地域での生活で問題だと感じることは何か」という質問に対して、「高齢者に関する問題」という回答が第2位となっています。(p.35 参照)
また、認知症高齢者数の推計によると、令和7(2025)年には本市高齢者の約5人に1人が認知症になる見込みとなっています。(p.14 参照)

* 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きることを意味しています。

* 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進歩を緩やかにする」ことを意味しています。

重点項目4 地域における見守り力の向上

【基本目標3 – 基本方針5】

ひとり暮らし高齢者数の増加等に伴い、身近な人同士のつながり・助け合いに加え、地域ぐるみで安否確認の見守りや声かけができるような関係づくりが重要になっています。

地域情報交換会等を通して、地域住民と関連する団体等が顔の見える関係を築くとともに、民間事業者等とも連携し見守りのネットワークづくり等に取り組み、地域における見守り力の向上を図ります。

活動指標

活動指標	現 状	目 標
地域福祉の担い手による地域情報交換会	3 回	6 回/年
	令和4年度 (2022年度)	令和6～8年度 (2024～2026年度)
麻生区高齢者見守りネットワーク事業における協力事業者数*	24 事業者	31 事業者
	令和4年度 (2022年度)	令和7年度 (2025年度)



川崎市地域福祉実態調査において、「日常生活が不自由になったときに、地域の人に手助けしてほしいことは何か」及び「地域の支え合いとして、自身ができることは何か」という質問に対し、どちらも「安否確認の見守り・声かけ」という回答が最多でした。(p.37 参照)

* 麻生区高齢者見守りネットワーク事業における協力事業者数については、川崎市総合計画第3期実施計画と整合性を図るため、目標年度を令和7（2025）年度としています。

3

事業体系一覧

基本目標	基本方針	No.	取組名	掲載ページ
1 区民が主役の地域づくり	1 地域活動の参加につながる取組の推進 重点項目1	1	地域活動に関わる人材の発掘と育成	56
		2	地域活動参加につながる「ちいきのちからシート」の活用	56
		3	地区カルテを活用した地域づくり	56
		4	学生ボランティア活動の促進	56
	2 地域活動団体等への活動支援	5	地域活動等に対する活動支援	58
		6	子育てグループへの活動支援	58
		7	市民提案型協働事業による地域活動団体との協働	58
		8	公園・街路樹等の愛護活動支援	58
	3 健康づくり・介護予防事業の推進	9	健康づくりの推進	60
		10	健康づくり・介護予防グループへの活動支援	60
		11	食生活改善推進員・配食等ボランティアへの活動支援	60
基本目標	基本方針	No.	取組名	掲載ページ
2 区民本位の福祉サービスの提供	1 保健福祉に関する情報発信の充実 重点項目2	12	様々な媒体を用いた保健福祉に関する情報発信	61
		13	子育て情報の発信	61
		14	高齢者や障害者が安心して生活するための制度や知識の普及啓発	61
		15	感染症・食中毒予防の普及啓発	61
		16	子ども・子育てに関する相談支援体制の充実	62
	2 相談支援に対する専門性の向上と関係機関との連携強化	17	高齢者に関する相談支援体制の充実	62
		18	障害者に関する相談支援体制の充実	62
		19	健康で快適な暮らしを確保するための相談支援体制の充実	63
		20	権利擁護への対応の充実	63
		21	専門機関等と連携した相談支援体制の強化	63

基本目標	基本方針	No.	取組名	掲載ページ
3 「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり	1 認知症にやさしいまちづくりの推進 重点項目3	22	認知症に関する普及啓発	64
		23	認知症訪問支援事業	64
		24	認知症等行方不明 SOS ネットワーク事業	64
	2 地域ぐるみで子育てできる環境づくりの推進	25	地域で子育てを支える取組	66
		26	大学と連携した子ども・子育て支援事業	66
		27	麻生区子ども関連ネットワーク会議	66
	3 地域活動団体の交流の場づくり	28	あさお福祉まつり	68
		29	あさお子育てフェスタ	68
		30	あさおサークル祭	68
		31	希望のシナリオ実現に向けた取組	68
		32	麻生市民交流館やまゆりの活用促進	68
	4 災害対応力の向上と防犯対策の強化	33	地域の防災活動支援	70
		34	区民の防災意識・防災スキルの向上	70
		35	災害時要援護者避難支援制度	70
		36	災害時個別避難計画の作成支援	70
		37	防犯への対応力の強化	70
	5 地域における見守り力の向上 重点項目4	38	ひとり暮らし等高齢者見守り事業	72
		39	地域福祉の担い手による地域情報交換会	72
		40	地域の生活支援コーディネーターと連携した地域づくり	72
		41	麻生区高齢者見守りネットワーク事業	72
		42	川崎市地域見守りネットワーク事業	72
6 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化	43	町会・自治会への活動支援	74	
	44	民生委員児童委員協議会への活動支援	74	
	45	福祉関係団体への活動支援	74	
	46	地域包括支援センターとの連携	74	
	47	麻生区地域自立支援協議会との連携	74	
	48	麻生区社会福祉協議会との連携	75	
	49	麻生区在宅療養推進協議会との連携	75	
	50	民間資源を活かした地域福祉活動の推進	75	
	51	地域包括ケアに関する会議	75	

4

具体的な取組

基本目標 1 区民が主役の地域づくり

基本方針 1

地域活動の参加につながる取組の推進

重点項目1

1 地域活動に関わる人材の発掘と育成

地域みまもり支援センターにおけるボランティア養成講座や市民館におけるボランティア研修、「麻生市民交流館やまゆり」における講座・イベント・交流事業、「あさお希望のシナリオプロジェクト」における活動等を通して、地域人材を様々な地域活動へつなげていく取組を進めます。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援課 ・生涯学習支援課 ・企画課 ・地域振興課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・区社会福祉協議会 ・麻生市民交流館やまゆり ・あさお希望のシナリオ実行委員会
-------	--	---------	---

2 地域活動参加につなげる「ちいきのちからシート」の活用

田園調布学園大学と区が連携し、学生や区民が参加するワークショップを経て作成した、地域自己診断ツール「ちいきのちからシート」を活用し、地域住民と行政、また、住民同士が地域の実情を見つめ課題に気づき、それらを共有することにより、住民の地域活動参加につながるよう取組を進めます。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア推進課 ・地域支援課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会 ・地域で活動する団体
-------	--	---------	---

3 地区カルテを活用した地域づくり

多様な主体と連携しながら、地域の情報をまとめた「地区カルテ」を随時更新します。地域に関する情報の共有化を図り、区民や関係機関・団体との話し合いのきっかけづくりや地域課題の解決に向けた取組を促進するためのツールとして活用します。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア推進課 ・地域支援課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会 ・民生委員児童委員協議会 ・地域包括支援センター
-------	--	---------	--

4 学生ボランティア活動の促進

区内にある大学を対象に、地域活動に関わる機関や団体と連携しながら、ボランティアを希望する学生と受入先とのマッチングを支援し、将来の地域活動を担う人材の育成に取り組めます。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア推進課 ・地域支援課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・区内大学 ・認知症カフェ等
-------	--	---------	---



取組 2

地域自己診断ツール「ちいきのちからシート」について

簡単な質問に答えることで、「地域住民が協力し合って地域の課題を解決する力」＝「地域力」を可視化し、共有するためのツールです。自分たちの地域への関心を高めるとともに、地域活動への参加の促進や新たな取組を始めるきっかけづくりとして、町会・自治会など様々な団体の方が利用しています。

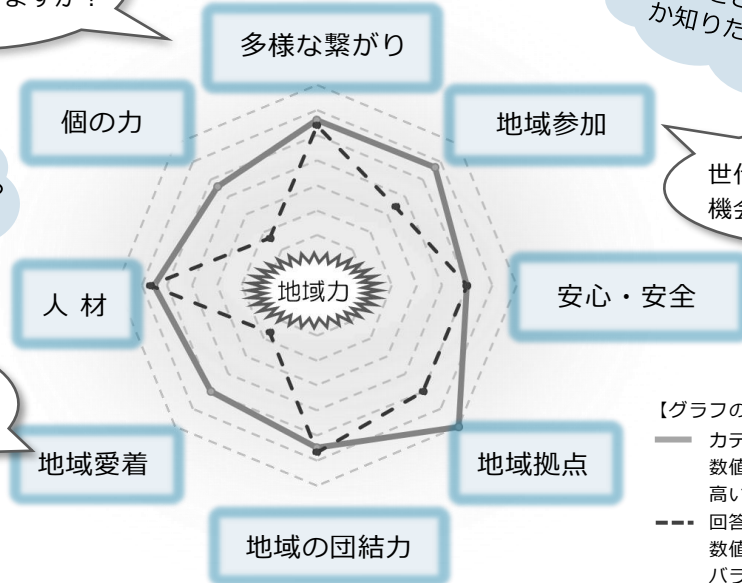
近所で気軽に
あいさつできますか？

みんなが自分の地域の
ことをどう考えている
か知りたい！

地域に何が足りなく、
どんなことから始めたら
いいかわからない…？

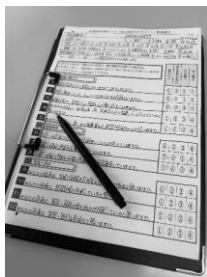
世代を超えて交流する
機会はありますか？

今お住まいの地域に
住み続けたいですか？



【グラフの見方】

- カテゴリ毎の平均値です。数値が高いほど地域力が高いと判定されます。
- - - 回答者間の共感度です。数値が高いほど回答のバラツキが少なく共通認識があります。



アンケートに回答
※インターネットからも可。



みんなの回答を集計して
地域力を可視化

ひとりひとりの意見を反映！

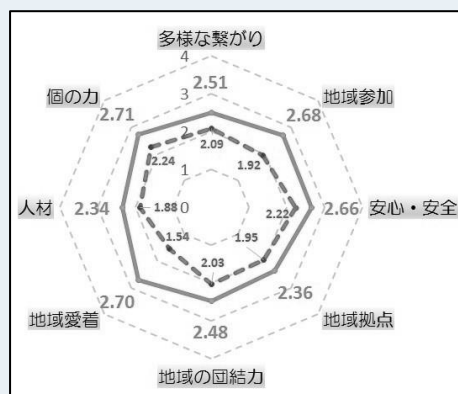
『自分』と『みんな』
の地域力の違いを確認！



グラフを元に
地域について話し合い

～過去の実例から紹介～

主な地域	下麻生
団体	町会・自治会
回答数	201
実施結果・感想等	<ul style="list-style-type: none"> ・実施結果を基に、地域の関係者が集まり、「地域人材を活かしきれていない」「住民が困り事をどこに相談していいのかわからない状態」等の課題認識を共有した。 ・住民の外出機会となるようなイベントの開催や地域における顔のみえる関係づくりを推進していくため、住民団体が連携し、検討を開始した。



基本方針 2

地域活動団体等への活動支援

5 地域活動等に対する活動支援

地域の交流・仲間づくりを目的とした集まり（多世代交流イベント、カフェ、サロン等）について、立ち上げ、運営、活動全般に対して支援をします。食品を提供する際は、食品衛生に係る指導・助言をします。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援課 ・地域ケア推進課 ・高齢・障害課 ・衛生課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会 ・民生委員児童委員協議会 ・地域包括支援センター ・老人クラブ
-------	---	---------	--

6 子育てグループへの活動支援

○育児や健康に関する出前講座や相談等を実施します。また、子育てグループ等の情報を収集し、子育て中の区民へ情報提供します。

○子育てグループの活動や地域における集まり等に、遊戯やリトミック、保育などのボランティアを派遣する「子育て人材バンク事業」により、子育てグループの活動を支援します。

○子育てグループ同士の交流会を実施し、グループ活動に関する情報、子育てに関する知識や工夫を相互に共有する機会をつくることで、各グループ活動の活性化を促進します。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援課 ・地域ケア推進課 ・保育所等・地域連携担当 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てグループ ・子育てボランティア ・区社会福祉協議会
-------	--	---------	---

7 市民提案型協働事業による地域活動団体との協働

地域の防災力の向上や地域の子育て支援、地域における高齢者の健康づくりなど、地域社会が抱える様々な課題に対して、地域課題の解決につながる事業の提案を地域の団体から募集し、区と提案団体がお互いの特性を活かしながら、協働して取り組みます。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・企画課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動する団体
-------	--	---------	--

8 公園・街路樹等の愛護活動支援

公園緑地愛護会・街路樹等愛護会や管理運営協議会の設立を支援することにより、市民との協働による公園の管理運営を進めます。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・道路公園センター 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地愛護会 ・街路樹等愛護会 ・管理運営協議会
-------	---	---------	--



多様性が尊重されるまちをめざして

生活の様々な場面において多様性が尊重されるまちをめざして、市民と協働しながら講座やイベントを実施し、外国人、障害者、LGBTQ+（性的マイノリティ）などの多様性への理解や支援を促しています。

※いずれも実施場所は麻生市民館



にほんごクラス
(識字学習活動)



青年教室
(障がい者社会参加学習活動)



LGBTQ+に対する啓発
(市民自主学級)



取組 6

「麻生区子育て人材バンク」について

子育てサークルをはじめとする、地域で活動する親子の活動に対し、区に登録された子育てボランティアの方を派遣する取組です。

保育やリトミック、リズム体操など、色々な特技を持った子育てボランティアの方々が、子育て活動を支援しています。

遊戯指導の様子



資格や特技を地域で活かしたい!

③派遣

遊戯のやり方が分からない!
ママ友と情報交換したいけど、子どもから目にはなせない!

③利用

【保育支援・遊戯指導】

保育
紙芝居
読み聞かせ
リトミック

①登録

麻生区子育て人材バンク

①登録

『子育てグループ』等

※利用料無料（上限あり）

②マッチング

『子育てボランティア』

※登録者 15 名
(令和 5 (2023) 年 10 月 1 日現在)

第2章 第7期麻生区地域福祉計画の取組

基本方針 3

健康づくり・介護予防事業の推進

9 健康づくりの推進

幅広い世代に向けた健康づくり・介護予防に関する講演会やイベント等での情報発信を行い、広く多くの区民へ健康づくり・介護予防の実践を普及します。

区担当部署	・ 地域支援課	関連する団体等	・ 地域包括支援センター ・ 生活支援コーディネーター
-------	---------	---------	--------------------------------

10 健康づくり・介護予防グループへの活動支援

地域で活動する団体等に対し、地域包括支援センター等と連携し、健康づくりや介護予防をテーマとした出前講座等を開催します。また、健康づくり・介護予防に関する相談に応じ、それぞれの状況に合った情報を提供します。

区担当部署	・ 地域支援課	関連する団体等	・ 地域包括支援センター ・ あさお運動普及推進員の会 ・ 公園ウォーク推進委員会
-------	---------	---------	---

11 食生活改善推進員・配食等ボランティアへの活動支援

地域の健康づくりボランティアとしての食生活改善推進員の活動や、配食・会食ボランティアの活動が、より効果的に行えるよう食品衛生や栄養面の情報を提供したり、学習会や打合せ等の支援をします。

区担当部署	・ 地域支援課 ・ 衛生課	関連する団体等	・ 食生活改善推進員
-------	------------------	---------	------------



食生活改善推進員による
「高校生に向けた食育」活動の様子



令和5（2023）年度麻生区地域包括ケアシステム講演会
「健康長寿社会に向けて」の様子

基本目標 2 区民本位の福祉サービスの提供

基本方針 1

保健福祉に関する情報発信の充実

重点項目2

12 様々な媒体を用いた保健福祉に関する情報発信

市政だより、チラシ・リーフレット、ホームページ、SNS、イベントにおける広報等により、地域の身近な保健福祉等に関する情報を効果的に発信します。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・地域みまもり支援センター (地域ケア推進課、地域支援課、児童家庭課、高齢・障害課、保護課、衛生課、保育所等・地域連携担当、学校・地域連携担当) ・企画課 	関連する団体等	—
-------	--	---------	---

13 子育て情報の発信

妊婦や子育て中の保護者向けに、子育てガイドブック「きゅっとハグあさお」や「ちびっこおでかけMAP」、子育て支援情報だより「はばたけあさおっこ」の発行、子育てアプリ、ホームページ等による情報発信、新生児訪問や「こんにちは赤ちゃん訪問」による情報提供、イベントにおける広報、区役所での情報コーナーの設置など、子育て支援や相談窓口における効果的な情報発信を行います。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア推進課 ・地域支援課 ・児童家庭課 ・保育所等・地域連携担当 	関連する団体等	・子ども関連ネットワーク会議
-------	--	---------	----------------

14 高齢者や障害者が安心して生活するための制度や知識の普及啓発

高齢者や障害者が安心して生活していくため、「保健福祉の窓口一覧」や「高齢者福祉のしおり」、「ふれあい」などにより相談窓口や福祉サービスの情報を提供するとともに、「いつまでも、いきいき暮らすために」リーフレットなどにより、健康づくりや仲間づくりができる、地域の公共施設や自主グループ等を紹介し、また、介護予防など高齢者への地域の理解を深める講座を通して、知識の普及啓発を図ります。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢・障害課 ・地域支援課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・障害者相談支援センター
-------	---	---------	---

15 感染症・食中毒予防の普及啓発

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症や食中毒等の健康被害に係る予防対策の普及啓発を行います。高齢者福祉施設、保育所等社会福祉施設に対し集団発生予防対策を周知し、講習を実施します。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・区医師会 ・区薬剤師会 ・区食品衛生協会
-------	--	---------	---

基本方針 2 相談支援に対する専門性の向上と関係機関との連携強化

16 子ども・子育てに関する相談支援体制の充実

- 地域のすべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるよう、育児や発達に関する悩み、児童・生徒の養護、不登校、いじめ等の問題に対して、保健師、こども教育相談員等専門職が、関係機関と連携を図りながら支援します。また、発達の遅れが疑われる子どもやその家庭に対して、関わり方を学ぶ教室等を実施します。
- 保育所、地域子育て支援センター等において、保育士、看護師、栄養士が専門性を活かした講座の実施や、情報発信、育児相談（対面・オンライン・電話・メール）など子育て支援を行います。また、公立保育所では交流保育（親子でランチ・交流保育・医療的ケアのあるお子さんの交流保育）・体験保育を行います。
- 生活保護受給世帯及びひとり親家庭の子ども（小学3年生～中学3年生）を対象に、個別型学習支援を行い、学校以外の学習の機会を提供するとともに、子どもの居場所づくりを行います。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援課 ・児童家庭課 ・高齢・障害課 ・保護課 ・保育所等・地域連携担当 ・学校・地域連携担当 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・地域子育て支援センター ・児童家庭支援センター ・地域療育センター ・子ども発達・相談センター
-------	---	---------	---

17 高齢者に関する相談支援体制の充実

地域包括支援センターと連携して、生活や健康、医療・介護に関する相談、地域活動への支援等を行います。また、地域の連携・協力体制づくりへの取組のほか、個別課題の解決に向け、関係機関等とも連携を図っていきます。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢・障害課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター
-------	---	---------	---

18 障害者に関する相談支援体制の充実

- 障害者への相談支援として、障害者相談支援センター等の専門機関と連携して、障害者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう支援します。
- 精神保健相談として、心の健康・病、認知症等について、市民が早期に適切な精神保健福祉の支援を受けられるよう、精神科医師による専門的な相談を実施します。また、精神保健福祉に関する情報を発信し、適切に相談につながるよう普及啓発します。また、家族の理解を深めるための精神保健講座の開催や、家族会運営の支援、制度利用の相談支援を行います。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢・障害課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援センター
-------	---	---------	--

19 健康で快適な暮らしを確保するための相談支援体制の充実

ねずみや衛生害虫の発生、ペットの適正飼養及び住環境等の問題について、区民からの相談を受け、問題解決に向けて対応します。また、赤ちゃんから高齢者まで、住み慣れた地域で健康・快適・安全な住まい及び住まい方が確保できるよう、啓発を行い支援します。

区担当部署	・衛生課	関連する団体等	-
-------	------	---------	---

20 権利擁護への対応の充実

○児童虐待に関する相談支援として、子どもの虐待を未然に防ぐため、育児負担のある保護者等の相談に応じ、児童相談所など関係機関と連携した支援を行います。また、地域で問題を早期に発見し対応するため、見守り体制やネットワークづくりを推進します。

○高齢者・障害者（児）虐待に関する相談支援として、地域包括支援センターや障害者相談支援センターなど関係機関と連携し、相談や通報への迅速な対応・支援を行います。また、虐待傾向の分析、関係機関向けの勉強会の実施や普及啓発等、虐待の防止及び早期発見・早期対応に向けた取組を行います。

○地域包括支援センターなど関係機関と連携し、成年後見制度の普及啓発、利用支援を行います。また、親族による申立が困難な方について市長申立を行うなど、認知症高齢者や障害者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう支援体制を構築します。

区担当部署	・高齢・障害課 ・地域支援課	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭支援センター ・地域療育センター ・子ども発達・相談センター ・地域包括支援センター ・障害者相談支援センター ・麻生区あんしんセンター
-------	-------------------	---------	--

21 専門機関等と連携した相談支援体制の強化

○地域みまもり支援センターを中心に、町会・自治会や民生委員児童委員など、地域の人と顔が見える関係づくりを進めるとともに、把握した様々な課題について相談支援機関との連携を強化し、複雑化・複合化した地域課題への支援体制を構築します。

○北部地域療育センター、子ども発達・相談センターとの連絡会議において、子育てに特別な支援を必要とする子どもについて情報を共有し専門職が連携して支援します。

○要保護児童対策地域協議会実務者会議において、要保護児童等の支援に関わる関係機関等が共通認識を持って支援にあたり、連携の継続性や支援の質の向上を図るため、要保護児童等とその支援に係る情報に関すること、要保護児童対策を推進するための啓発に関すること等を協議します。

○地域包括支援センター・障害者相談支援センターとの連絡会において、相談支援業務における個別課題解決に向けた情報交換や、地域づくりにおける課題発見や資源開発に向けた情報交換を行います。

区担当部署	・地域みまもり支援センター (地域ケア推進課、地域支援課、児童家庭課、高齢・障害課、保護課、衛生課、保育所等・地域連携担当、学校・地域連携担当)	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・障害者相談支援センター ・児童家庭支援センター ・地域療育センター ・子ども発達・相談センター
-------	---	---------	--

基本目標 3 「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり

基本方針 1

認知症にやさしいまちづくりの推進

重点項目3

22 認知症に関する普及啓発

- 認知症当事者や家族を見守る地域の応援者である認知症サポーターを養成する講座を開催し、認知症について正しく理解する人を増やします。また、認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）を推進します。
- 認知症当事者や認知症支援の関係者等が参加する「あさおオレンジプロジェクト」を開催し、認知症への理解の促進、認知症とともに暮らしていくための地域づくりについて検討し、取組を推進します。

区担当部署	・ 地域支援課	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ あさおオレンジプロジェクト ・ 地域包括支援センター ・ 区社会福祉協議会
-------	---------	---------	---

23 認知症訪問支援事業

認知症訪問支援事業により認知症の早期発見・早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

区担当部署	・ 高齢・障害課	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター ・ 認知症サポート医 ・ 訪問看護師 ・ ケアマネジャー
-------	----------	---------	--

24 認知症等行方不明 SOS ネットワーク事業

認知症等により行方不明となる恐れがある高齢者等を早期に発見できるよう、関係機関・近隣自治体と協力しながら、高齢者等の安全確保と家族への支援を行います。また、迅速な発見保護に努めるため、事前登録の促進を図ります。

区担当部署	・ 高齢・障害課	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター ・ 警察署
-------	----------	---------	---



取組 22

あさおオレンジプロジェクトについて

認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、「認知症にやさしいまち あさお」をテーマに掲げ、当事者も参加して取組を検討する会議の他、認知症サポーター養成講座や「認知症にやさしいお店」の表彰など、民間事業者や関係機関と連携し、様々な普及啓発を行っています。

【認知症サポーター養成講座】

地域住民、企業、団体等からの依頼を受け、認知症サポーター養成講座を実施しています。受講者には、ボランティアが作成したロバ君マスコットを渡しています（p.23 参照）。



企業に向けた講座の様子



地域での講座の様子



ロバ君マスコット

【認知症にやさしいお店の表彰】

認知症サポーター養成講座を受講し、認知症にやさしい取組を継続している企業・団体等に対し「認知症にやさしいお店」として表彰を行い、感謝状とステッカーを渡しています。



ステッカー

【認知症講演会】

認知症当事者本人が体験談を語る講演会や食事支援に関する講演会を開催しています。



当事者の声を聴く認知症講演会

認知症になった人、なっていない人を分けるのではなく、ともに生きやすい社会であってほしい。もっと認知症のことを知ってほしいと感じた。

参加者の声



基本方針 2

地域ぐるみで子育てできる環境づくりの推進

25 地域で子育てを支える取組

保育所、地域子育て支援センター等では、子育てサロンや子育てグループの集まり、父親向け育児講座等で、親子のふれあいを促進する遊びの紹介や育児に関する情報提供・個別相談等を行うとともに、施設開放（園庭、室内）、あそびの会を行い子育て家庭同士の交流を促進し、地域の育児力向上を図ります。また、専門職（保育士・看護師・栄養士）が出張講座を行い、地域人材の発掘・育成につなげています。

区担当部署	・ 保育所等・地域連携担当 ・ 地域支援課	関連する 団体等	・ 保育所 ・ 地域子育て支援センター
-------	--------------------------	-------------	------------------------

26 大学と連携した子ども・子育て支援事業

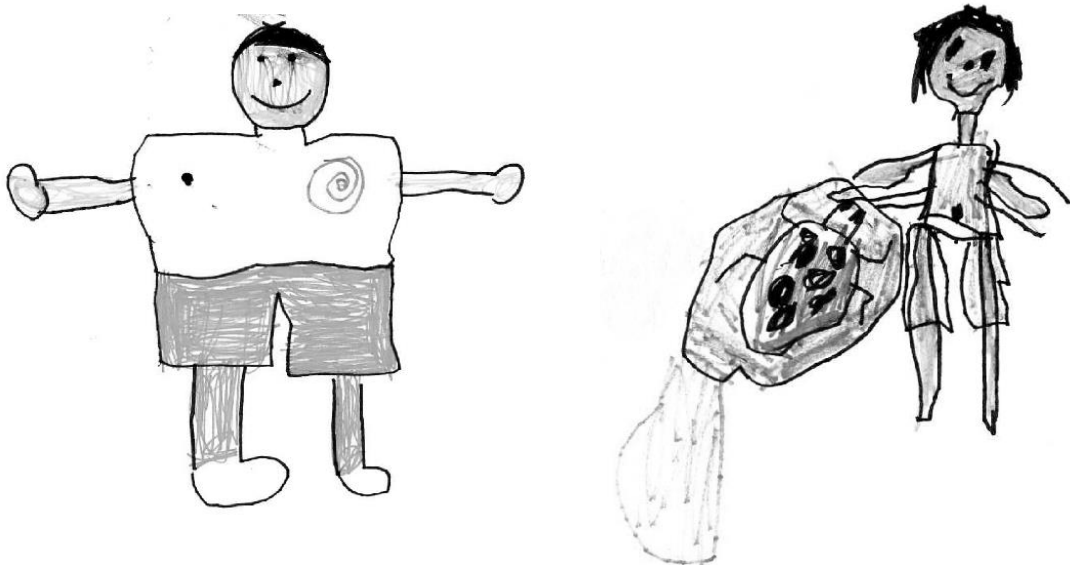
麻生区・大学 公学協働ネットワーク等を活用し、大学の専門性を活かした子育て支援に関するイベントを開催することで、子ども・子育て支援に取り組みます。

区担当部署	・ 地域ケア推進課 ・ 保育所等・地域連携担当	関連する 団体等	・ 区内大学
-------	----------------------------	-------------	--------

27 麻生区子ども関連ネットワーク会議

子どもに関わる機関やボランティア団体などがネットワークを構築することで子ども・子育ての現状や課題を共有し、解決に向けて相互に連携を図っていきます。

区担当部署	・ 地域ケア推進課	関連する 団体等	・ 子どもに関わる機関・団体
-------	-----------	-------------	----------------



区内の保育所に通う園児によるイラスト



取組 25

地域子育て支援センターの取組

区内には地域子育て支援センターが8か所（p.33 参照）あり、無料で利用できます。センターでは共通して以下の4つを柱に取り組んでおり、子育てされている方のニーズに合わせた講座やイベントを開催しています。

- 親子のふれあいと遊び場の提供
- 子育て情報の提供
- 子育てに関する相談
- 子育て講座・イベント



はじめて子育てする方に向けた保育講座



離乳食講座



取組 26

大学と連携した子ども・子育て支援事業について

麻生区では、「麻生区・大学 公学協働ネットワークに関する協定」に基づき、区内大学の専門性を活かした楽しいイベントを開催し、子育てを支援しています。



田園調布学園大学

あそぼう！けろけろ
田園チャイルド



日本映画大学

こども映画大学



昭和音楽大学

交流コンサート



和光大学

ファミリー体験学習 in 鶴見川



玉川大学

親子で体験アドベンチャー

基本方針 3

地域活動団体の交流の場づくり

28 あさお福祉まつり

区内福祉活動に関わる当事者団体やボランティアグループ、福祉施設等の活動紹介、作業所等製品の展示・販売等を通じて、区民の福祉活動への理解と関心を高め、地域活動への参加のきっかけづくりの場とするとともに、福祉活動団体の交流の場とします。

区担当部署	・地域ケア推進課	関連する団体等	・区社会福祉協議会 ・福祉活動団体
-------	----------	---------	----------------------

29 あさお子育てフェスタ

子育て関連施設や地域の団体等が催しを行い、子育て世帯に対し地域の団体や活動等の情報を提供するとともに、地域の団体とのつながりや子育て世帯同士の交流の場とします。

区担当部署	・生涯学習支援課 ・地域ケア推進課 ・地域支援課 ・保育所等・地域連携担当	関連する団体等	・子どもに関わる機関・団体 ・民生委員児童委員協議会
-------	--	---------	-------------------------------

30 あさおサークル祭

麻生市民館を使用しているサークル団体がその活動等の情報を発表し合い、サークル団体相互のつながりや地域住民との交流の場とします。

区担当部署	・生涯学習支援課	関連する団体等	・麻生市民館サークル連絡会
-------	----------	---------	---------------

31 希望のシナリオ実現に向けた取組

「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域づくりを進めるため、ソーシャルデザインセンターが有するコーディネート機能やプロデュース機能を活用しながら、多様な主体と連携して地域課題の解決に取り組みます。

区担当部署	・企画課	関連する団体等	・あさお希望のシナリオ実行委員会
-------	------	---------	------------------

32 麻生市民交流館やまゆりの活用促進

「麻生市民交流館やまゆり」を市民活動支援の区の拠点とし、情報や活動の場の提供及び助成事業など、新たな活動をスタートするきっかけとなるような支援及び活動を継続するための支援を行います。その中で、麻生市民館、麻生区社会福祉協議会と連携した「麻生区市民活動団体検索システム」のデータベースを活用しながら、地域人材を市民活動等につなげていきます。

区担当部署	・地域振興課	関連する団体等	・麻生市民交流館やまゆり
-------	--------	---------	--------------



取組 31 あさお希望のシナリオ実行委員会について

人や団体・企業、活動などをつなぎ、まちのひろば*を支援する麻生区版ソーシャルデザインセンター*開設に向けて、令和2（2020）年に「あさお希望のシナリオプロジェクト」を75名の区民で立ち上げました。

10年後の麻生区の理想の姿を想像した「みんながつながるみんなが輝く I LOVE ASAO」をキャッチフレーズに検討を重ね、令和4（2022）年度には「あさお希望のシナリオ実行委員会」を設立しました。実行委員会では、ソーシャルデザインセンターに必要な機能検討のため、プロジェクトの実施等を行っています。



活動の様子（SDC-Car プロジェクト）

- ★ まちのひろば：身近な地域で誰もが気軽に集い、つながりができる場所。
- ★ ソーシャルデザインセンター：市民創発によって課題解決する区域レベルの「新たなしくみ」として、地域での様々な新しい活動や価値を生み出し、社会変革（ソーシャルイノベーション）を促す基盤（プラットフォーム）。

出典：これからのコミュニティ施策の基本的考え方



取組 32 麻生市民交流館やまゆりについて

市民活動支援の拠点として、市民活動団体への情報発信や発表の場の提供、助成金による支援や地域人材を発掘し区民講師としての活動へつなげる等、市民活動の発展に貢献しています。また、ボランティア活動や市民活動に関心のある方に活動団体を紹介したり、多様なニーズに対応して地域人材の情報を提供する等、区民交流を活性化させています。



基本方針 4

災害対応力の向上と防犯対策の強化

33 地域の防災活動支援

地域が互いに助け合う取組として、自主防災組織に対し訓練実施を促し、訓練内容に関する助言や活動助成金の支給等必要な支援を行うとともに、避難施設の状況把握や避難所運営会議の運営支援を行うこと等により、地域の災害対応力の向上を図ります。

区担当部署	・危機管理担当	関連する団体等	・町会・自治会 ・自主防災組織
-------	---------	---------	--------------------

34 区民の防災意識・防災スキルの向上

区民一人ひとりが災害に備える取組として、家庭での災害の備えや災害時の安全行動などについて、情報提供や普及啓発を行い、区民の防災意識や防災スキルの向上を図ります。

区担当部署	・危機管理担当	関連する団体等	・町会・自治会 ・自主防災組織
-------	---------	---------	--------------------

35 災害時要援護者避難支援制度

災害時要援護者避難支援制度を多くの区民に周知し、町会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員協議会等と連携を図りながら地域における避難支援体制づくりを推進します。

区担当部署	・危機管理担当 ・高齢・障害課 ・地域ケア推進課	関連する団体等	・町会・自治会 ・自主防災組織 ・民生委員児童委員協議会
-------	--------------------------------	---------	------------------------------------

36 災害時個別避難計画の作成支援

災害が発生又は発生する恐れがある場合の避難行動に支援が必要な人に対し、相談支援専門員や施設職員、ケアマネジャー等が災害時における具体的な避難方法等について一緒に考えながら、災害時の避難に関する個別避難計画について作成支援を行います。

区担当部署	・高齢・障害課	関連する団体等	・居宅介護支援事業所 ・障害者施設等 ・相談支援事業所
-------	---------	---------	-----------------------------------

37 防犯への対応力の強化

近年増加している特殊詐欺など区民を狙った犯罪への対策として、防犯パトロール団体・個人への物品貸与や防犯力向上につなげるための研修会の実施、区内で発生した犯罪等の情報を「麻生セーフティメール」で配信するなど、地域の防犯対応力強化に向けた支援を行います。

区担当部署	・危機管理担当	関連する団体等	・警察署 ・麻生区安全・安心まちづくり協議会
-------	---------	---------	---------------------------



取組 33・34 自主防災組織による防災活動について

○自主防災組織の運営

地域のことは地域で守るという考えのもと、主に町会・自治会単位で組織され、平常時には防災訓練などを実施し、災害時には初期消火活動や避難所を運営します。

○防災訓練の実施

消火訓練や応急救護などの訓練を定期的に行っています。



初期消火訓練

○避難所運営会議の開催

自主防災組織や施設管理者が定期的に行っています。

○防災資器材の購入・管理

担架、ヘルメット、救助道具などを購入し、自主防災倉庫で保管・管理します。



安否確認訓練

○災害時要援護者避難支援

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人を、地域で避難を支援する体制づくりを進めています。



取組 37 麻生セーフティメールについて

麻生区では特殊詐欺による被害が多発しています。だまされて大切な財産を奪われないためには、犯罪の手口を知ることが大切です。

麻生区役所では防犯への対応として麻生セーフティメールを発信し、特殊詐欺などの手口をはじめとする事件・事故の発生状況に加え、防犯や防災などを学べるイベントの案内など、役に立つ情報を配信しています。

みんなで登録し、安全・安心な毎日を過ごしましょう。

還付金詐欺急増中！
麻生区民がねらわれています。

**区役所から還付金のことで
ATM操作はお願いしません！**

被害を防ぐために
留守番電話にしておくことが有効です。

不審な電話があったら、すぐに麻生警察署へ
電話 044-951-0110

麻生区役所、麻生警察署、麻生区安全・安心まちづくり協議会

詳しくは区ホームページ
をご覧ください



麻生セーフティメール

検索

38 ひとり暮らし等高齢者見守り事業

ひとり暮らし等高齢者の安否確認と話し合いの機会を増やすことにより、地域社会で高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう支援します。民生委員児童委員の協力により、生活実態の把握と事業対象者の選定を行うための実態調査及び訪問による見守りを実施します。

区担当部署	・ 高齢・障害課	関連する団体等	・ 民生委員児童委員協議会 ・ 地域包括支援センター
-------	----------	---------	-------------------------------

39 地域福祉の担い手による地域情報交換会

コラム ▶ p79

民生委員児童委員協議会、町会・自治会、地域包括支援センター、麻生区社会福祉協議会等が地域ケア圏域ごとに集い、情報共有・意見交換の場を設けます。互いの活動内容について理解を深め、相互に顔の見える関係を築くことで地域の支え合いネットワークの強化を図ります。

区担当部署	・ 地域ケア推進課 ・ 地域支援課	関連する団体等	・ 民生委員児童委員協議会 ・ 町会・自治会 ・ 地域包括支援センター ・ 区社会福祉協議会
-------	----------------------	---------	---

40 地域の生活支援コーディネーターと連携した地域づくり

区内介護サービス事業所に配置された生活支援コーディネーターと連携し、それぞれが収集した地域情報を共有するとともに、地域の方向士の交流の機会や意見交換の場を設けるなど、多様な主体が連携・協力する地域づくりを推進します。

区担当部署	・ 地域ケア推進課 ・ 地域支援課	関連する団体等	・ 生活支援コーディネーター
-------	----------------------	---------	----------------

41 麻生区高齢者見守りネットワーク事業

地域に密着し高齢者と接することの多い事業者と連携することにより、高齢者の異変を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりをめざします。また、協力事業者及び関係機関による情報交換会を開催し連携の強化を図ります。

区担当部署	・ 高齢・障害課	関連する団体等	・ 協力事業者 ・ 地域包括支援センター ・ 民生委員児童委員協議会
-------	----------	---------	--

42 川崎市地域見守りネットワーク事業

異変が生じた状態や、何らかの支援を必要とする方々を早期に発見し、必要な支援を行うため、川崎市が協定を結ぶ地域の事業者からの通報を受け迅速に対応します。

区担当部署	・ 地域ケア推進課	関連する団体等	・ 協力事業者 ・ 地域包括支援センター ・ 民生委員児童委員協議会
-------	-----------	---------	--



取組 40

生活支援コーディネーターについて

多様化する住民の生活支援ニーズに対応するため、小地域（概ね小学校区程度）において「個別支援」と「地域支援」を有機的につなぎ合わせ、人と場、生活と地域をつなぐ取組として、地域の介護サービス事業所に生活支援コーディネーターを配置しています。

平成 31（2019）年にモデル事業がはじまり、麻生区内では令和 5（2023）年 10 月時点で、5 か所（p.33 参照）に配置されています。

個別支援

近所が心配している高齢者等へ個別のアプローチを試みます。本人と何ができるかを考え、本人の持つ力を生かし、役割や生きがいへつながるような支援を行います。

【例】

朝は身体がつかなくて、ごみが出せないの。夜なら、自分で出しに行けるのだけれど…。



ごみステーションは金属製のふた付きボックスだった。ご近所の方々が了承してくれたら、夜のうちにごみ出しが可能ではないか？



生活支援コーディネーター

ごみステーションを共有する近隣住民に、“夜間のゴミ出し”について説明し、すべての世帯が了承。

地域支援

居場所や仲間づくりを念頭に、イベントや講座を開催するなど、地域活動からのアプローチを試みます。

【区役所との連携事例】

区主催の介護予防教室に、生活支援コーディネーターが把握している高齢者や、活動意欲の高い地域の方に参加の呼びかけを行ったところ、地域住民を中心とした体操活動につながりました。

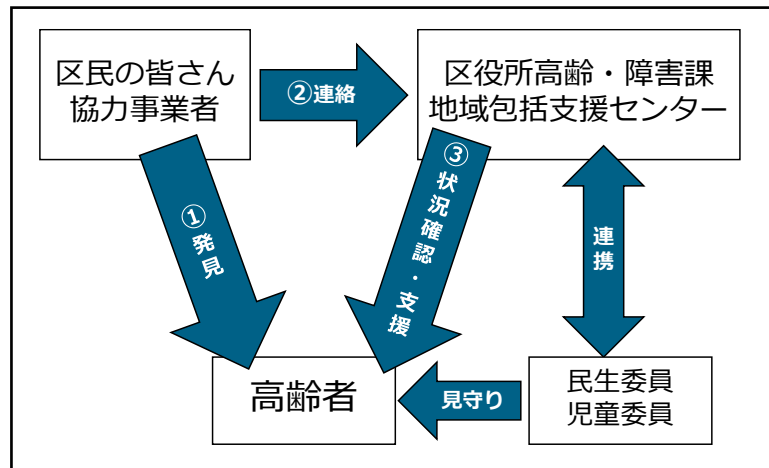


取組 41

麻生区高齢者見守りネットワーク事業について

高齢者が地域で安心して生活ができることをめざして地域の団体や事業者等と連携して高齢者の異変に早期に気づくために地域のネットワークづくりに取り組んでいます。

発見から支援の流れ



【協力事業者】

宅配弁当・郵便局・銀行・携帯電話会社・スーパー・新聞販売店・タクシー会社・鉄道会社・薬局 等

基本方針 6 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化

43 町会・自治会への活動支援

関係機関・団体等との連携を図りながら各種事業の実施を通して各町会・自治会の活動を支援することにより、安全・安心で明るく住み良いまちづくりを推進し、地域コミュニティの活性化に取り組みます。

区担当部署	・地域振興課	関連する団体等	・町会・自治会
-------	--------	---------	---------

44 民生委員児童委員協議会への活動支援

区内6地区にある民生委員児童委員協議会の運営と地域活動等を支援します。麻生区民生委員児童委員協議会の事務局である麻生区社会福祉協議会と連携し、活動しやすい体制づくりに取り組みます。

区担当部署	・地域ケア推進課	関連する団体等	・民生委員児童委員協議会 ・区社会福祉協議会
-------	----------	---------	---------------------------

45 福祉関係団体への活動支援

日本赤十字社神奈川県支部麻生区地区の事務局業務や麻生区保護司会の事務局業務等を通じて、地域福祉の担い手を支援します。

区担当部署	・地域ケア推進課	関連する団体等	・日本赤十字社 ・保護司会
-------	----------	---------	------------------

46 地域包括支援センターとの連携

運営協議会の開催により、地域包括支援センターの適切な運営、活動の実態把握、課題等の検討を行い、支援体制の充実を図ります。また、区内7か所の地域包括支援センターと定期的な連絡会を実施し、情報の共有化を図り、連携の強化と活動の支援を行います。

区担当部署	・高齢・障害課 ・地域支援課	関連する団体等	・地域包括支援センター
-------	-------------------	---------	-------------

47 麻生区地域自立支援協議会との連携

麻生区内の障害者福祉関係機関のネットワーク構築や、障害者（児）への支援に関する協議や調整を行い、障害者の地域生活や就労に対する支援を推進します。

区担当部署	・高齢・障害課	関連する団体等	・障害者相談支援センター
-------	---------	---------	--------------

48 麻生区社会福祉協議会との連携

麻生区社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画と区の地域福祉計画を連動させ、区社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会と行政それぞれの取組が、区民にとって参加・利用しやすいものとなるよう、協議・連携体制を継続していきます。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア推進課 ・地域支援課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・区社会福祉協議会 ・地区社会福祉協議会
-------	--	---------	---

49 麻生区在宅療養推進協議会との連携

区医師会発意のもと、在宅医療推進に向けて、区医師会を含めた多職種連携の検討会や、区民に対する啓発活動を行う協議会と連携して、医療に関する自助・互助の仕組みづくりや医療・介護の連携を促進します。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢・障害課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・区医師会 ・麻生区介護支援専門員連絡会
-------	---	---------	---

50 民間資源を活かした地域福祉活動の推進

社会福祉法人による公益的な取組や、民間企業・独立行政法人が所有する施設を活用した福祉イベント実施など、民間団体等と連携し、様々な地域資源を活用することで地域の課題へ対応するなど、地域福祉活動を推進します。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア推進課 ・地域支援課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 ・民間企業 ・独立行政法人
-------	--	---------	---

51 地域包括ケアに関する会議

関係機関と連携し、「地域包括ケアシステム推進会議」「地域ケア圏域会議」「相談支援・ケアマネジメント推進委員会」により地域支援のためのネットワーク構築を推進します。

地域の課題について多職種、多機関で検討し、課題解決に向けた取組の実施や、成果を地域にフィードバックしていく方法について検討します。

区担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア推進課 ・地域支援課 ・高齢・障害課 	関連する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会 ・区社会福祉協議会 ・民生委員児童委員協議会 ・地域包括支援センター
-------	---	---------	---

麻生区社会福祉協議会の活動をご紹介します

【川崎市麻生区社会福祉協議会とは】

麻生区社会福祉協議会は、地域福祉を進める中核的団体として、国の「社会福祉法」に規定される麻生区内の「地域福祉」を推進していくことを目的とした民間の福祉団体です。

地域住民をはじめ、民生委員児童委員や保護司などの福祉関係者、町会・自治会、福祉施設・関係機関、行政、ボランティアグループ、障害当事者団体などの参加・協力を得て、5つの事業委員会（ボランティア活動振興センター運営委員会、在宅福祉サービス委員会、広報啓発委員会、子育て支援委員会、移送サービス運営委員会）を設置し、地域の福祉課題の解決に向けて取り組んでいます。

また、その他の取組としては、生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業、地区社会福祉協議会の支援、共同募金運動の推進、老人いこいの家の管理運営などを行っています。



麻生区社会福祉大会 表彰式典



移送サービス事業



赤い羽根共同募金 街頭募金

【ボランティア活動の振興・福祉教育の推進】

地域の福祉活動の担い手を養成し、地域の中にボランティア活動が根付いていくように、ボランティアを養成するための講座の開催、ボランティア体験、交流会を開催するとともに、ボランティアの相談を気軽にできる場所として「ボランティア相談コーナー」を開設するなど、ニーズの調整・マッチングを行っています。また、災害発生時のボランティア活動及び災害ボランティアセンターの取組について検討を行っています。

その他にも、小中学校等における福祉教育の支援や福祉教育に関する学校の先生と地域の方々や障害当事者などとの懇談会を通じて、次世代を担う子どもたちの共生意識の醸成にも取り組んでいます。また、小学生から大学生までを対象とした「夏休み福祉・チャレンジボランティア体験学習」（略してチャレボラ）を開催しています。子育て、高齢、認知症、障害支援の施設や地域活動など、幅広い体験を通して福祉に触れ、理解につながるようなプログラムを企画、実施しています。



福祉教育 小学校でのボッチャ体験



チャレボラ
認知症キッズサポーター養成講座

【地区社会福祉協議会の支援】

麻生区には、麻生東地区社会福祉協議会と柿生地区社会福祉協議会の二つの地区社会福祉協議会があります。

地域の福祉課題の解決に向けて、地域住民が福祉の担い手となり、住民同士がお互いに「ささえあうこと」を目的に様々な活動を自主的に取り組む団体です。それぞれのエリアで、小地域での地域福祉活動を行っています。



麻生東・柿生地区社協共催 スマホ教室

【在宅福祉を考える取組】

地域が抱える生活課題に対して、地域住民自らの取組を支援するために「地域でともに生きるを考える懇談会」、「地域の関係づくりの大切さを考える講演会」を開催し、日頃からの地域づくりの大切さや誰もが地域社会の一員であることの理解を深め地域に広げることができるよう取り組んでいます。

地域のつながりを深め、お互いに顔の見える関係を築き、支え合い助け合うことができる地域力の向上をめざしています。



在宅福祉委員会主催 講演会

【子育て支援の取組】

地域の中で子育てを支え合い、誰もが安心して子育てができる環境づくりを目的に、子育て中の家庭を支援するため、親を対象とした子育てに関する講座（ペアレントトレーニングや子育てに関する講演会）やペアレントトレーニングの参加者交流会を開催するとともに、区内の子育てグループと関係機関等の交流会を開催するなど、グループ間の交流やネットワークづくりを進めています。



ペアレントトレーニング
参加者交流会

その他、地域福祉の推進のために、麻生区役所をはじめとする行政機関や関係団体と連携を図り、地域福祉の課題解決に向けて、取組を進めています。

麻生区社会福祉協議会

Web サイト



町会・自治会について

【町会・自治会とは】

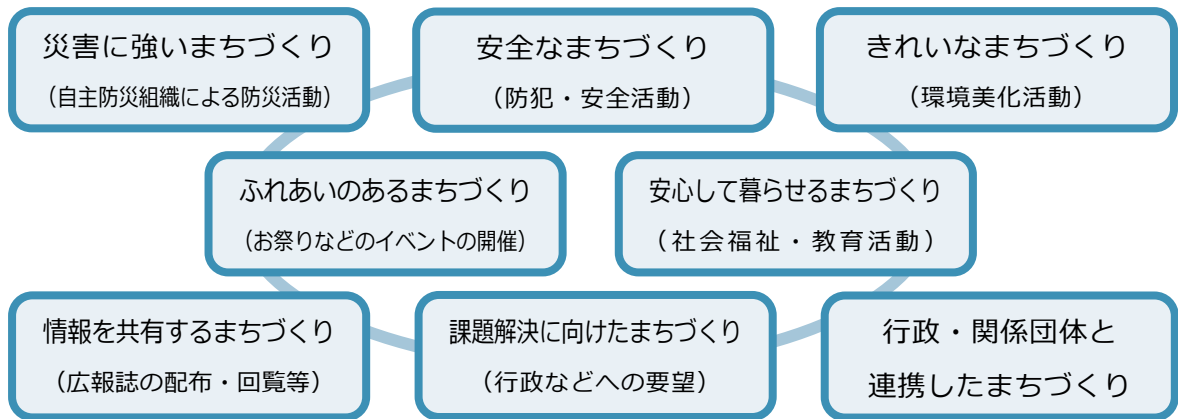
地域に住む人たちが、日頃の交流を通じて連帯と親睦を深め、地域における様々な課題解決に取り組み、明るく住みよい豊かなまちづくりをめざして、自主的に活動している団体で、生活の中で最も身近な住民組織です。

町会・自治会は地域で活動している民生委員児童委員、PTA、青少年指導員、スポーツ推進委員、福祉団体などとも連携し、まちづくりを進める中心的な役割を担っています。



町会による夏祭りの様子

【主な活動】



【加入するメリット】

- お祭りなどのイベントを通じて、地域のひとたちとのつながりが生まれる。
- 地域の身近な情報や、市や区などの情報を知ることができる。
- 防災訓練など、個人ではできない防災対策に参加することができる。
- 個人では解決が難しい課題を、町会・自治会という組織を通じて行政に要望ができる。
- ご近所同士の顔見知りの関係ができ、防犯・交通安全・福祉など、身近な協力者が得られる。
- 子どもの健全育成（楽しい行事への参加・新しい友達ができる など）



町会・自治会活動に参加することで、地域の人々と交流ができ、顔の見える関係をつくることができます。また、実際に災害が起きた場合などでは、日頃の交流により地域連携がスムーズにできます。地域において町会・自治会が果たす役割は非常に大きく、その必要性は極めて高いものとなっています。

民生委員児童委員について

【民生委員児童委員とは】

民生委員は、地域の推薦により選出され、無報酬のボランティアとして、厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の公務員です。生活のことで悩みを抱えている方の相談を受けて、必要に応じ区役所や関係機関につながります。

すべての民生委員は、児童福祉法により児童委員も兼ねているため「民生委員児童委員」と呼ばれ、子どものことから高齢者のことまで幅広く相談に応じています。

担当区域を受け持つ「地区担当民生委員児童委員」と児童福祉に関わることを主に担当する「主任児童委員」がいます。

民生委員児童委員は、地域で一番身近な相談相手です。活動内容は地域により様々ですが、やりがいを持って活動しています。

主な活動内容

- 地域の方からの相談を受ける。
- 見守っている高齢者宅を訪問する。
- 定例会への出席や研修に参加する。



取組 39 地域福祉の担い手による地域情報交換会について

麻生区では、6つの地域ケア圏域ごとに、地域で活動する住民・関係者が集まり、意見交換を行う地域情報交換会を開催しています。自分達が住んでいる・活動している地域をより良くするために、日頃から、顔の見える関係づくりの構築等を行っています。

～参加者の声～

初めてそれぞれの活動内容を知った団体もあり、具体的な困りごとの相談ができる機会ができて良かった

～参加者の声～

訪問の際に駐車場所に困っていたが、地域の中で駐車できる場所を確保してもらい解決することができた



令和4（2022）年地域情報交換会
麻生東第二地区

◆令和4（2022）年度実施内容◆

- ・ 民生委員児童委員協議会による地域版活動強化方策の説明
- ・ 地域包括支援センターによる活動内容の説明
- ・ 町会・自治会単位など、小グループに分かれて情報・意見交換
- ・ 連絡先の交換

祝 麻生区は 長寿日本一 になりました！ 祝

令和5（2023）年5月12日に厚生労働省が公表した「令和2年市区町村別生命表」によりますと、麻生区は男女ともに平均寿命*が全国で最も長くなりました。

～令和2年市区町村別生命表～

【上位5市区町村】

（単位：年）

順位	男性			女性		
	都道府県	市区町村	平均寿命	都道府県	市区町村	平均寿命
1	神奈川県	川崎市 麻生区	84.0	神奈川県	川崎市 麻生区	89.2
2	神奈川県	横浜市 青葉区	83.9	熊本県	上益城郡 益城町	89.0
3	長野県	上伊那郡 宮田村	83.4	長野県	下伊那郡 高森町	89.0
4	愛知県	日進市	83.4	滋賀県	草津市	89.0
5	京都府	木津川市	83.3	兵庫県	芦屋市	88.9

資料：厚生労働省 令和5（2023）年5月12日 報道発表資料「令和2年市区町村別生命表を公表します」

この市町村別生命表は、平成12（2000）年から公表され、今回で5回目ですが、男女ともに1位となるのは、初めてのことです。公表後には、様々なメディア（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、海外メディア）等にも取り上げられています。



TVメディア取材の様子



令和5（2023）年度 あさお区民まつり
『長寿ブースエリア』を設置



麻生区民は健康意識が高い！

令和4（2022）年度川崎市実態調査では・・・

- ◆ 「15分程度なら歩くし、歩ける」と答えた高齢者の割合
88.2%（市内7区第1位）
- ◆ 「がん検診を定期的に行っている」と答えた高齢者の割合
34.9%（市内7区第2位）



* 平均寿命：各年齢において死亡数を人口で割った値（死亡率）を用いて算出する年齢構成の影響を受けない指標で0才の人が平均であと何年生きられるかという期待値を表しています。

緑が多く自然豊か！

麻生区の中心的な駅である新百合ヶ丘駅周辺は都心からのアクセスが良く、商業施設が充実しているなど利便性が高い一方で、本市の公園・緑地面積の約 1/4 を麻生区が占めており、農業振興地域である黒川・岡上・早野地区には田畑が広がるなど、緑豊かな自然環境を有しています。



新百合ヶ丘駅周辺



区民の憩いの公園



緑の多い環境

地域で行う活動がたくさん！

麻生区では、健康づくり、スポーツ、芸術・文化など、様々な分野で区民主体の地域活動が活発に行われています。



楽しく歩く健康ウォーク



身近なスポーツ活動



盛んな芸術・文化活動

麻生区は、都市部にありながら、緑に恵まれており、また、区民の皆さんの健康への意識が高いことが、長寿日本一の結果につながったと考えております。

今後は、地域活動等を通して地域貢献するという喜びを生きがいにつなげていただくとともに、健康寿命を延ばす取組を進めていきます。

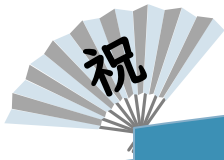


➤ 麻生区は、『健康長寿』の取組を進めています。

健康情報や地域活動情報(二次元コード)を記載した『健康づくり応援ステッカー』を配布中！



『健康づくり応援ステッカー』



長寿日本一



あさお地ケア川柳コンテスト 受賞作品発表

麻生区が長寿日本一になったことを記念して、誰もが共感できる「自助」・「互助」をテーマとした地ケア川柳コンテストを開催しました。この度、応募いただいた100作品の中から受賞作品（大賞・特別賞）を発表いたします。

一般の部 大賞作品

支え合う
勇気は心の
バリアフリー
民児委員ー回生

こどもの部 大賞作品

声掛けが
麻生の街を
光らせる
うさぎとかもめ

一般の部 特別賞作品

健康は習慣が作る宝物 かい
うす味は健康願う愛の濃さ みちこ
時こえて坂でつながる麻生の子 ジャイ子
いつまでも老いのおしゃべりつづく坂 みち
笑顔の輪麻生の地から育てる和 サバラン

こどもの部 特別賞作品

麻生区は 長生きの町 ぼくの町 たけゆう
生き活きと歩くあさおの散策路 YUS
あさおきて毎日走る麻生川 あっくん
お隣さんつながり見守り支え合う そうた
こんにちはこの一言でみな笑顔 えだまめ

資料編

1

第7期麻生区地域福祉計画策定の経過

	日時	主な議題
第1回推進会議	令和5(2023)年 6月16日(金) 13:00~15:00	第6期麻生区地域福祉計画の進捗状況及び令和4年度評価について 第7期麻生区地域福祉計画の策定について ・第7期川崎市・各区地域福祉計画策定・推進指針について ・第7期麻生区地域福祉計画全体スケジュールについて ・麻生区の現況(川崎市地域福祉実態調査結果分析、統計データ結果) ・第7期麻生区地域福祉計画 基本理念と基本目標について ・第5期麻生区地域福祉活動計画について
第2回推進会議	令和5(2023)年 7月28日(金) 13:00~15:00	第7期麻生区地域福祉計画の策定について ・第6期計画の振り返りについて ・第7期計画の構成と具体的な取組(案)について ・第7期計画における重点項目と評価指標(案)について ・第7期計画における地域ケア圏域の概要(案)について
第3回推進会議	令和5(2023)年 9月27日(水) 13:00~15:00	第7期麻生区地域福祉計画の策定について ・第7期麻生区地域福祉計画(案)について ・今後の地域福祉計画策定スケジュールについて
パブリック コメント	令和5(2023)年 12月1日(金) ~令和6(2024)年 1月22日(月)	意見募集
説明会	令和6(2024)年 1月14日(日)	地域福祉・高齢・障害計画説明会
第4回推進会議	令和6(2024)年 2月28日(水) 13:00~15:00	第6期麻生区地域福祉計画の進捗状況について 第7期麻生区地域福祉計画の策定について ・市民説明会及びパブリックコメントの報告 ・計画案の最終修正と概要版について 地域包括ケアシステム推進に向けた取組について

2

あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム 推進会議開催運営等要綱

(設置)

第1条 この要綱は、あさお福祉計画（以下「福祉計画」という。）及び地域包括ケアシステムに係る取組を推進するため、あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 区長は、福祉計画及び地域包括ケアシステムの推進に関し、次に掲げる事項について、会議の委員の意見を求める。

- (1) 福祉計画の策定及び変更に関すること
- (2) 福祉計画の進捗状況に関すること
- (3) 麻生区における地域包括ケアシステムの推進及びネットワーク構築に関すること
- (4) 前各号に定める事項の他、会議で必要と認める事項

(委員)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 公募市民

2 前項の委員のほか、特別及び専門的事項に関する意見を求めるため、区長において必要があると認めるときは、推進会議に臨時の委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、あさお福祉計画の計画期間と同一とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月14日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 あさお福祉計画推進会議開催運営等要綱（26川麻地保第1241号）は廃止する。

(あさお福祉計画推進会議開催運営等要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前のあさお福祉計画推進会議開催運営等要綱第3条の規定により就任を依頼されたあさお福祉計画推進会議の委員である者は、この要綱の施行の日に第3条の規定により会議の委員として就任を依頼されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成30年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

3

あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム
推進会議委員名簿

(順不同 敬称略)

	区 分	氏 名	所 属
1	学 識	村井 祐一	田園調布学園大学
2	区 民	岡倉 進	公募区民
3	区 民	伴 行江	公募区民
4	区 民	増田 いづみ	公募区民
5	団体推薦	高橋 慶子	麻生区町会連合会
6	団体推薦	岡部 俊幸	NPO 法人あさお市民活動サポートセンター
7	団体推薦	○森 眞澄	麻生区民生委員児童委員協議会
8	団体推薦	◎吉松 昭彦	川崎市医師会麻生区医師会
9	団体推薦	吉垣 君子	子ども関連ネットワーク会議
10	団体推薦	小山 景子	麻生区地域包括支援センター連絡会議
11	団体推薦	河村 裕孝	麻生区地域自立支援協議会
12	団体推薦	佐野 幸子	麻生東地区社会福祉協議会
13	団体推薦	依田 明子	柿生地区社会福祉協議会
14	関係機関	高橋 由加	麻生区社会福祉協議会

◎委員長 ○副委員長

任期：令和6（2024）年3月31日まで

※令和5（2023）年10月1日現在

市地域福祉計画 概要

少子高齢化とともに、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、本市では、高齢者に限らず、すべての地域住民を対象に、関連個別計画の上位概念として平成26（2014）年度に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（以下、「推進ビジョン」という。）を策定しました。

（１）社会環境の変化

社会環境の変化として、本市の平均年齢は大都市の中で最も低くなっていますが、今後、高齢化率が21%を超え、超高齢社会が到来します。また、急速な高齢化の進展とともに、少子化が同時に進むことが予測されています。

少子高齢化の進行は、同時に、生産年齢人口の減少を伴い、社会・産業構造の変化、様々な支援の担い手の不足などが進んでいくことにつながります。

特に、今後、後期高齢者が増加することで、慢性疾患、さらには複数の疾患を抱えながら生活を送る高齢者が増加していき、疾病構造の変化が想定され、「治す医療」から「治し支える医療・介護」への転換が必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、アフターコロナに向けた取組を推進していくことも求められています。

（２）策定の背景

超高齢社会に突入し疾病構造などの社会環境の変化に対応していくため、国においては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」を定めています。この法律では、高齢者を対象として、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保された体制づくりをめざす地域包括ケアシステムの構築について規定されています。

高齢者施策は、住宅施策等の関連施策との連携や、認知症の人を支える生活支援等、他の様々な施策と仕組みを共有できる部分が多いと考えられます。また、昨今の家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化による地域における生活課題の多様性の高まりを踏まえて、本市では、高齢者に限らず、障害のある方や子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築をめざすこととしました。

また、地域包括ケアシステムの基幹的な取組としては、様々な医療・介護等の専門職による協働から始めました。一方で、まちづくりの側面も重要と考えられることから、保健・医療・福祉分野に限らず、幅広い行政分野が総合的に取り組んでいくことをめざしています。

さらに、今日では、国においても、高齢者に限らず、多様な対象者が想定され、地域包括ケアシステムの普遍化に向け、「地域共生社会の実現」をめざしています。

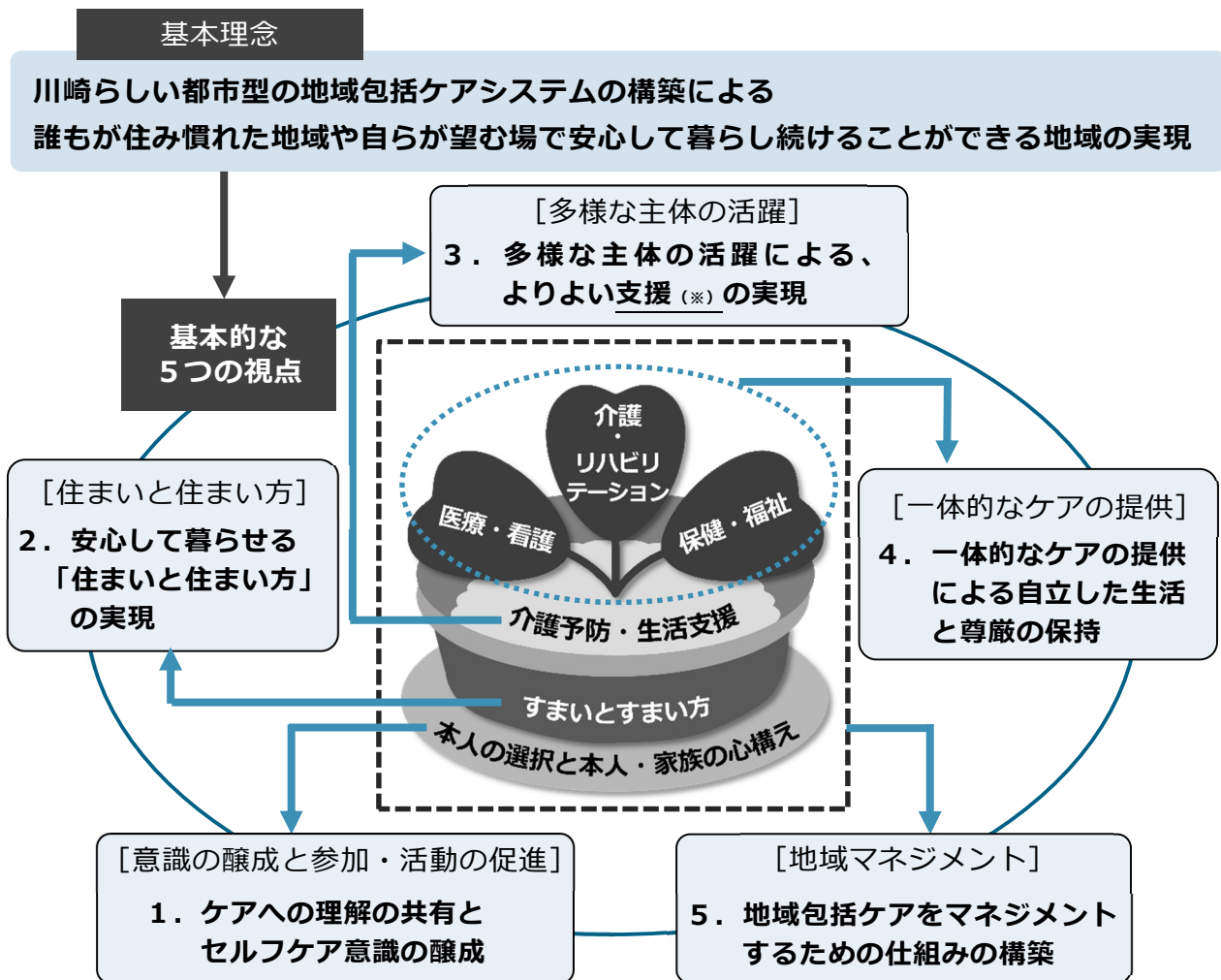
(3) 推進ビジョンの概要

推進ビジョンは、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とし、「①意識の醸成と参加・活動の促進」「②住まいと住まい方（地域コミュニティ等との関わり方）」「③多様な主体の活躍」「④一体的なケアの提供」「⑤地域マネジメント」の基本的な5つの視点で取り組むものです。

これらの取組を通じて、住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

※「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会運営委員会」での議論を踏まえて、民間企業なども含めたより多様な主体の参画が進んでいることから、「3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」の「ケア」を「支援」と読み替えて表記しています。

（４）地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ

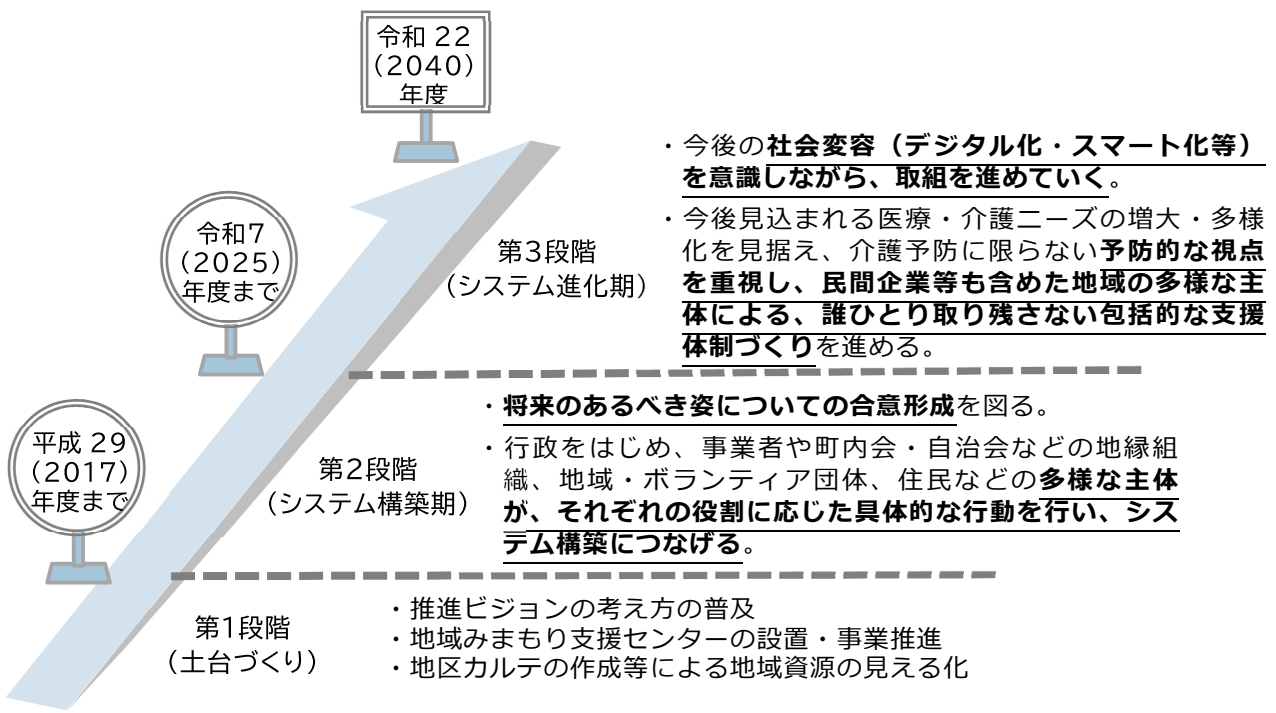
ロードマップとしては、「推進ビジョン」を策定した以降の平成27（2015）年度から平成29（2017）年度までを第1段階の「土台づくり」の期間として、平成30（2018）年度から令和7（2025）年度までを第2段階の「システム構築期」、令和8（2026）年度以降を第3段階の「システム進化期」として、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年*以降には、ひとり暮らし高齢者世帯、夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、医療・介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定されています。

さらに、家族・地域社会の変容等により、孤立・孤独、ひきこもり、いわゆる8050問題、ヤングケアラー等の生きづらさ・困りごとの複雑化・多様化が進んでいます。また、新型コロナウイルス感染症の影響等による地域でのつながりの希薄化や、様々な地域活動の休止、各分野における専門職人材の不足等、地域におけるケアや支援の担い手の減少が顕著になってきています。

こうした中、第3段階の「システム進化期」に向けては、令和7（2025）年度までのシステム構築に向けた取組を着実に進めていきます。また、アフターコロナを見据えた「新しい生活様式」や、DX（デジタルトランスフォーメーション）等の社会変容を踏まえながら、予防的な視点を重視し、民間企業等も含めた地域の多様な主体による、誰ひとり取り残さない包括的な支援体制づくりを進めることで、更なる取組の加速化をめざします。

今後も、令和22（2040）年以降も続くことが見込まれる超高齢社会に向けて、社会の持続可能性を高め、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざします。



* 令和22（2040）年：いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上高齢者（前期高齢者）となり、総人口・現役世代が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急増が見込まれています。

（１）地域みまもり支援センターによる取組

「推進ビジョン」の策定に伴い、平成28（2016）年4月に、各区保健福祉センター内に「地域みまもり支援センター」を設置し、「推進ビジョン」の具体的な推進に向けて、専門職種のアウトリーチ機能の充実、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、児童家庭支援センターなどの専門相談支援機関等との連携強化を進め、住民に身近な区役所において「個別支援の強化」と「地域力の向上」に取り組んでいます。

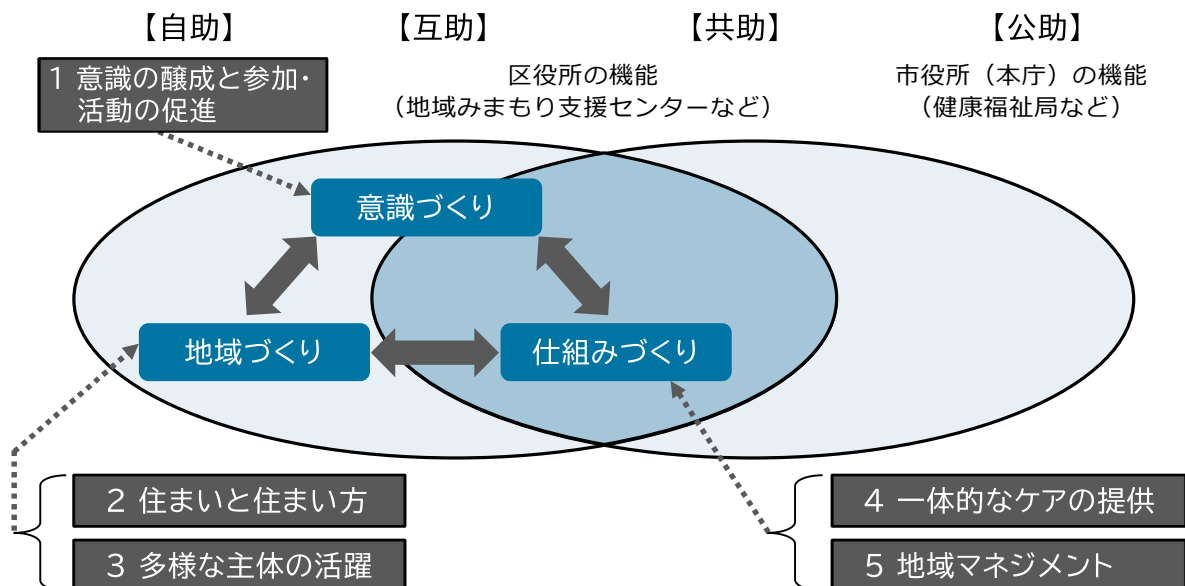
なお、地域みまもり支援センターについては、保健福祉センター内での個々人へのケアを中心とした専門支援機能との更なる連携の強化を図るため、平成31（2019）年4月に、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」と改称しました。

（２）取組の推進イメージ

本市においては、住民に身近な区役所と市役所（本庁）が全市的な調整を図り、調和のとれた施策を展開していることから、それぞれの適切な役割分担によって、一体的に取組を推進します。

その際に、基本的な視点として、①誰もが生きがいを持つ地域社会に向けた意識の醸成を図る「意識づくり」、②住民主体等による地域課題の解決に向けた働きかけを推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



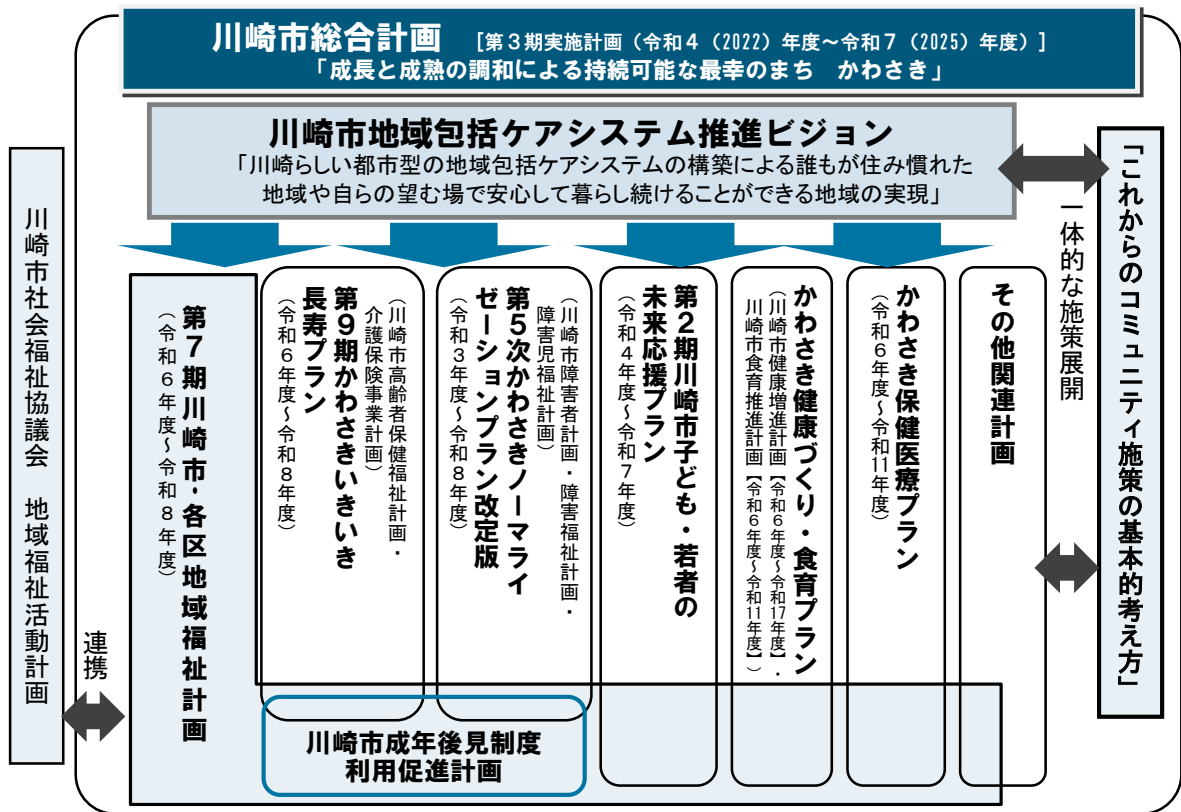
(3) 地域福祉計画と関連個別計画等の関係性

地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、「推進ビジョン」を上位概念として、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら取組を推進してきました。

今般（令和5（2023）年度）の「第7期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたっては、福祉に関する上位計画としての位置付け（社会福祉法第107条第1項第1号）に鑑み、「推進ビジョン」と地域福祉計画の関連性を強めるため、推進ビジョンの視点と合わせた基本目標とし、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして、関連計画と連携を図りながら地域包括ケアシステム構築につなげていきます。各区計画においては、地域特性に応じた取組等をまとめています。

なお、成年後見制度の利用促進を図るため、第6期計画から「川崎市成年後見制度利用促進計画」を本計画に位置付けています。

【推進ビジョンと関連個別計画の関係性】



また、地域包括ケアシステムの構築に向けては、令和元（2019）年度に、本市において開催した外部有識者による「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」での検討を行いました。そこでは市民一人ひとりを支える上での「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進めていくこと、個人へのアプローチにあたっては、一人ひとりが生活の中で築いている本人に由来する地域資源（本人資源）に着目した対応を図ることが重要であること、家族機能をどのように捉えていくかに留意していく必要があることを確認しました。

こうした視点を着実に施策推進の中で活かしていくために、①小地域ごとの特性に配慮した施策展開、②分野横断的な施策連携の実現、③民間企業なども含めた多様な主体の連携の手法開発などを取組の視座として、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

3

第6期計画の取組状況と第7期計画に向けた課題

第6期計画における基本目標ごとの主な取組の成果と次期計画への課題について、次のページ以降で整理を行い、第7期計画策定につなげます。

第6期計画

【基本理念】「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」

～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

【基本目標】

- (1) 住民が主役の地域づくり
- (2) 住民本位の福祉サービスの提供
- (3) 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- (4) 連携のとれた施策・活動の推進

第7期計画への課題

【基本目標1】住民が主役の地域づくり

- 社会参加等を通じて、つながりや健康を維持できるよう地域ぐるみで働きかけをすること
- 市民活動の参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくこと
- 地域における活動と、活動の場づくりに向けた検討を進めること
- 特に活動の場づくりについては、既存の公共施設を活用しながら、公共施設に限定されない場づくりについて検討すること

【基本目標2】住民本位の福祉サービスの提供

- 高齢・障害・児童に関する相談対応について、分野横断的な連携を進めること
- 保健・福祉人材の確保に向けた取組を進めること
- 成年後見制度に関する基本計画を踏まえた取組を進めること

【基本目標3】支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

- 災害時の支援に向けて、連携の取れた仕組みづくりの検討を進めること
- 要援護者の日常の見守りの取組を進めること
- 従来取組では把握が困難な対象者へ、地域で気づき・見守り・支援へとつなげられる連動した仕組みづくりを一層進めること

【基本目標4】連携のとれた施策・活動の推進

- 保健・医療・福祉の円滑な連携が図れるよう、専門多職種連携をより一層進めること
- 地域の主体的な取組をつなぐ横断的な仕組みづくりを進めること

（1）地域福祉とは

社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他者からの支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは自分以外の人から援助や支援を得て、問題を解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「住み慣れた地域社会の中で、家族、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」とされています。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

（2）地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(3) 令和7(2025)年以降を見据えた想定される課題とめざす姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は約31.5万人（令和4（2022）年10月1日現在）ですが、令和7（2025）年には34万人まで増加することが見込まれます。特に、75歳以上の後期高齢者については、16.8万人から、令和7（2025）年には20.5万人まで増加することが見込まれます。また、その後、令和12（2030）年頃の人口のピークを経て、令和27（2045）年頃には、現役世代が約2人で1人の高齢者を支える状況となることを見込まれています。

さらに、人口動態と関連して、認知症高齢者の増加や、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加等により、地域社会が変容し、生活課題の複雑化・多様化が進んでいくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「推進ビジョン」を策定し、現在、第2段階の「システム構築期」として、令和7（2025）年度を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けた各関連の行政計画において具体的な取組を進めています。さらに、第2段階に続く第3段階の社会状況を見据え、令和7（2025）年以降に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざす姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安全・安心」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源の活用」という取組ごとに整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内の取組を進め、大枠として、令和7（2025）年以降の社会変容への対応に向けた取組を推進します。

【令和7（2025）年以降の当面想定される課題とめざす姿】

	現状の課題と令和7（2025）年以降の 当面想定される課題	令和7（2025）年以降の 地域福祉のめざす姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○アフターコロナを見据え「新しい生活様式」を踏まえた地域における新たな取組の推進が求められている。 ○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて地域差が出てきており、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。 ○家族機能が縮小し、あらゆる世代の人々が様々な困難や課題に直面していることから、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○アフターコロナの「新しい生活様式」による地域社会の変容を踏まえて、多くの地域で、オンライン等の活用による地域の状況に応じた多様な住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という意識ではなく、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的サービスを提供する機関は、プラットフォームビルダー等として、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。

	現状の課題と令和7（2025）年以降の 当面想定される課題	令和7（2025）年以降の 地域福祉のめざす姿
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結び付かない人を地域の中で気にかかけ、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○近年、大規模災害が多発している状況を踏まえ、大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声を上げられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲や相談機関に相談でき、包括的な支援につながる環境づくりが行われている。 ○日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要配慮者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安全・安心が広がっている。
健康・予防	<ul style="list-style-type: none"> ○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢化、世帯人員の減少などにより、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○川崎市成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進され、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現できる環境が広がっている。
次世代育成	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代を対象とした地域でのつながりを育んでいくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもたちの地域への愛着が育まれている。
社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害や病気への市民の理解が進み、お互いに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が連携・協働し、オンライン等を活用した地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

(1) 計画の基本理念・目標

第7期計画では、第6期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査の二ーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、基本理念は第6期計画を踏襲し「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～」とします。

さらに、基本目標は「推進ビジョン」を踏まえ、「①ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成」、「②安心して暮らせる住まいと住まい方の実現」、「③多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現」、「④一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現」、「⑤地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築」の5つとし、地域福祉の向上を推進します。

施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、「推進ビジョン」に掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

基本目標

- 1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成
- 2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現
- 3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現
- 4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現
- 5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

すべての住民が社会環境の変化に対応する意識を持ち、自発的に努力するとともに、「共生の意識」を育み、「自立した生活」と「尊厳の保持」を実現できる地域をめざします。

2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

生活の基盤として、本人の尊厳が十分に守られた住環境が整備され、本人の希望にかなった住まい方が確保された環境をめざします。

3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

自立した生活の維持に向けて、インフォーマル・サポートが地域の中で提供されるよう、多様な主体の役割分担による「互助」を支える仕組みづくりを進めます。

4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

本人の身体状況に応じた、専門職によるケアを多職種連携により、切れ目なく提供できる体制づくりを進めます。特に、医療と介護の円滑な連携を進めます。

5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

地域の目標を地域全体で共有しながら、個々の活動が一つの目標に向かってより効果的に機能できるような仕組みづくりを進めます。

(2) 地域福祉計画推進における圏域の考え方

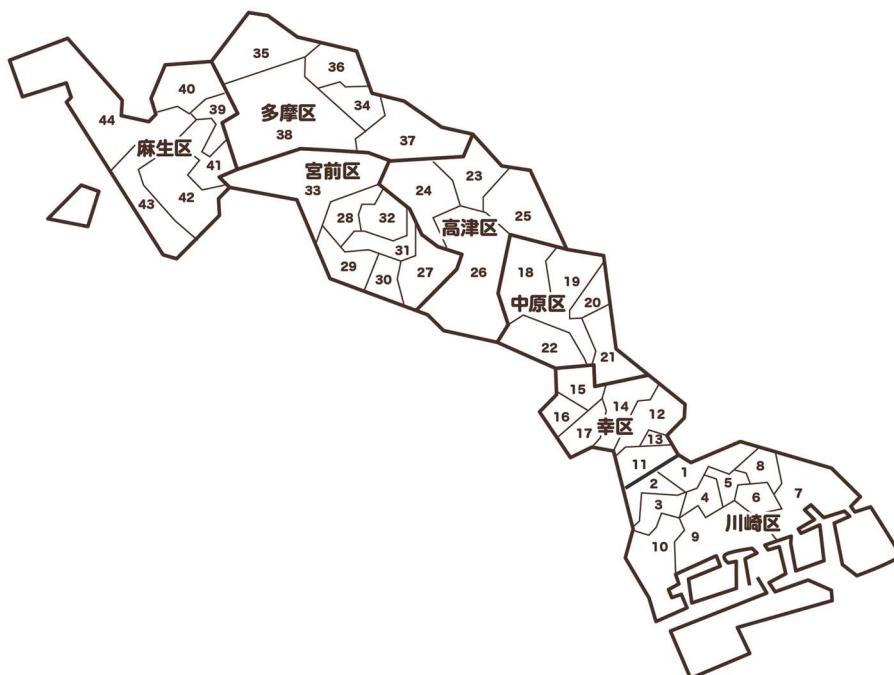
人口150万人を超える本市においては、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なることから、地域包括ケアシステムの構築に向けては、小地域ごとの特性に配慮した施策展開が重要です。

また、生活に身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましいことから、第6期計画においては、「区域」を第1層とし、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進める圏域を第2層として、市内を44に分けた「地域ケア圏域」とし、さらに小規模な地域の状況把握や課題解決に向けて、町内会・自治会や小学校区等の「小地域」を第3層としました。

こうした中、第6回地域福祉実態調査においては、「助け合いができる地域の範囲」として、隣近所または町内会・自治会程度と回答した割合が7割を超えるなど、互いに支え合う関係づくりを行う範囲は、主に町名単位や町内会・自治会程度であることがわかりました。

このため、第7期計画においては、心配事や悩み事について小地域の範囲で気づきが得られるよう、住民同士の顔の見える関係づくりを支援するとともに、小地域内の情報をもとに、住民の安心を支える多様な支援を行っていくために、第6期計画で「地域ケア圏域」と位置付けた小地域よりも広い地域において、行政が中心となり、多様な主体と連携し、地域マネジメントを推進していきます。

今後も、適切な地域マネジメントに向け、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進します。



【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】

(令和5(2023)年4月1日現在)

	圏域	圏域の考え方
第3層	<p>(小地域)</p> <p>※住民同士の顔の見える関係づくりが行われており、行政がこれを支援する圏域</p> <p>町内会・自治会(650)</p> <p>小学校区(114校区) など</p>	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会の班(組)程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常生活支援などを行う。 ・地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 ・PTAを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進している。 <p>など</p>
第2層	<p>(中地域)</p> <p>地域ケア圏域(44圏域)</p> <p>※行政が中心となり多様な主体と連携し、地域マネジメントを行う圏域</p> <p>人口平均 約3.5万人</p> <p>中学校区(52校区)</p> <p>地区社会福祉協議会(40地区)</p> <p>地区民生委員児童委員協議会(56地区)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 ・地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会を組織し、活動を推進している。 ・今後、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進する。
第1層	<p>(行政区域)</p> <p>人口 約17万人~26万人程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	<p>(市域)</p> <p>人口 約154万人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

また、第6期計画からは、小地域において、住民同士の地域づくりが進んでいくよう、各区計画に、地域ケア圏域ごとの地域の概況を掲載し、地区カルテを活用した地域マネジメントを推進しています。さらに、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進め、包括的な支援体制づくりにつなげます。

6

第7期計画の実施状況の点検・見直し

本市においては、学識経験者、地縁組織や福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、市計画の策定・実施状況の評価・見直しを行ってきました。

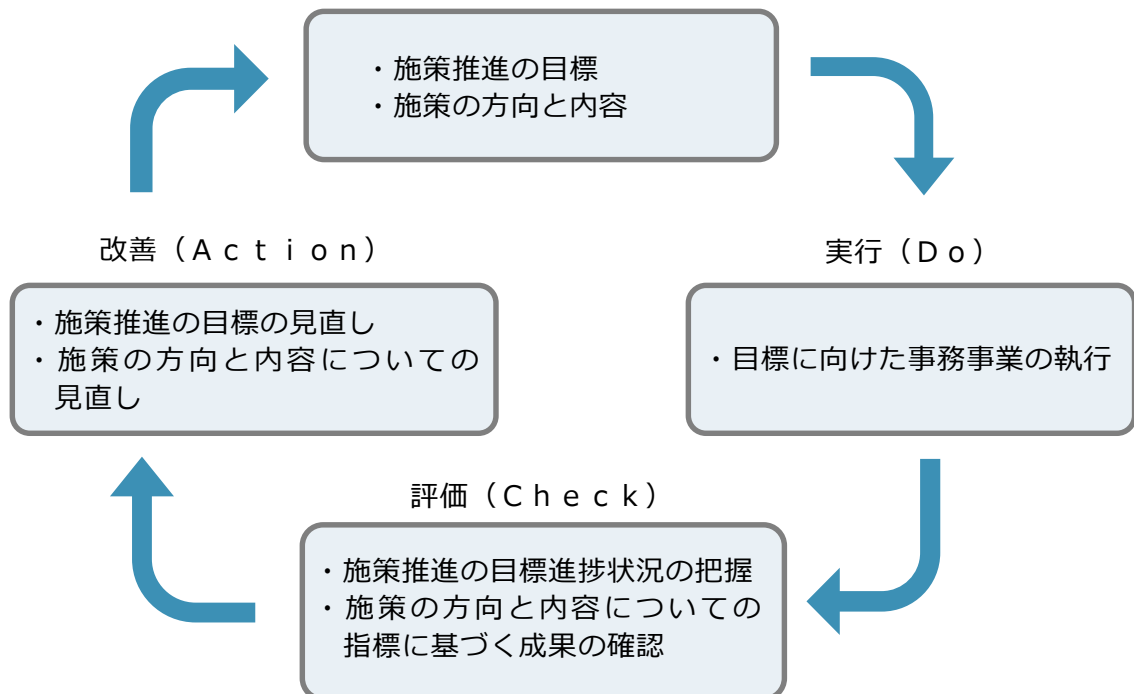
あわせて、各区計画については、市計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に策定しており、主な取組を中心に各区計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります。）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第7期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、P D C Aサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（令和9（2027）～令和11（2029）年度）につなげます。

【P D C Aサイクル】

計画（P l a n）



第7期川崎市地域福祉計画の施策体系図

【基本理念】

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

【基本目標】

1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

(1) 地域包括ケアに関する情報提供の充実

- ① 地域子育て支援事業
- ② 福祉サービス第三者評価事業
- ③ 地域福祉情報バンク事業
- ④ 障害者社会参加促進支援事業

(3) 地域福祉活動への参加の促進

- ① 民生委員児童委員活動育成等事業
- ② 高齢者就労支援事業
- ③ 青少年活動推進事業
- ④ 地域における教育活動の推進事業

(2) 誰もが参加できる健康・いきがづくり

- ① 健康づくり事業
- ② 介護予防事業
- ③ 生涯現役対策事業
- ④ 生活習慣病対策事業
- ⑤ 食育推進事業

(4) 権利擁護の取組

- ① 権利擁護事業
・あんしんセンターの運営支援
・成年後見制度利用促進事業
- ② 人権オンブズパーソン運営事業
- ③ 女性保護事業
- ④ 子どもの権利施策推進事業

2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

(1) 地域での居住継続に向けた福祉施設等の整備

- ① 介護サービスの基盤整備事業
- ② 障害福祉サービスの基盤整備事業
- ③ 公立保育所運営事業
- ④ 認可保育所等整備事業

(3) 活動・交流の場づくり

- ① 地域福祉施設の運営
(総合福祉センター・福祉パル)
- ② いこいの家、いきいきセンターの運営
- ③ こども文化センター運営事業
- ④ 地域の寺子屋事業

(2) 誰もが暮らしやすい住宅・住環境の整備

- ① 住宅政策推進事業
- ② 市営住宅等管理事業
- ③ 市営住宅等ストック活用事業
- ④ 民間賃貸住宅等居住支援推進事業
- ⑤ 健康リビング推進事業

(4) 地域における移動手手段の確保

- ① 高齢者外出支援事業
- ② 障害者の移動手手段の確保対策事業
- ③ 地区コミュニティ交通導入推進事業

3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

(1) 市民・事業者・行政の協働・連携

- ① 地域包括ケアシステム推進事業
- ② 認知症高齢者対策事業
- ③ 多様な主体の活躍による協働・連携推進事業
- ④ かわさき健幸福寿プロジェクト

(2) ボランティア・NPO 法人等の支援

- ① 市民活動支援事業
- ② ボランティア活動振興センターの運営支援
- ③ NPO 法人活動促進事業
- ④ 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
- ⑤ 地域振興事業
- ⑥ 地域福祉コーディネート技術研修

(3) 地域みまもりネットワークの推進

- ① 地域見守りネットワーク事業
- ② 高齢者生活支援サービス事業

(4) 災害時の福祉支援体制の構築

- ① 災害救助その他援護事業
- ② 地域防災推進事業

4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

(1) 包括的な相談支援ネットワークの充実

- ① 地域包括支援センターの運営
- ② 障害者相談支援事業
- ③ 児童生徒支援・相談事業
- ④ 母子保健指導・相談事業
- ⑤ 児童相談所運営事業

(2) 保健・医療・福祉の連携

- ① がん検診等事業
- ② 妊婦・乳幼児健康診査事業
- ③ 在宅医療連携推進事業

(3) 保健・福祉人材等の育成

- ① 福祉人材確保対策事業
- ② 看護師確保対策事業
- ③ 保育士確保対策事業

(4) 虐待への適切な対応の推進

- ① 高齢者虐待防止対策事業
- ② 障害者虐待防止対策事業
- ③ 児童虐待防止対策事業

(5) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組

- ① 生活保護自立支援対策事業
- ② 生活困窮者自立支援事業
- ③ ひとり親家庭等の総合的支援事業
- ④ 子ども・若者支援推進事業
- ⑤ 里親制度推進事業
- ⑥ 児童養護施設等運営事業
- ⑦ 更生保護事業
- ⑧ 雇用労働対策・就労支援事業

(6) ひきこもり支援、自殺対策等の推進

- ① ひきこもり地域支援事業
- ② 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

(1) 誰ひとり取り残さない支援体制づくり

- ① 地域福祉計画推進事業
- ② 社会福祉審議会の運営

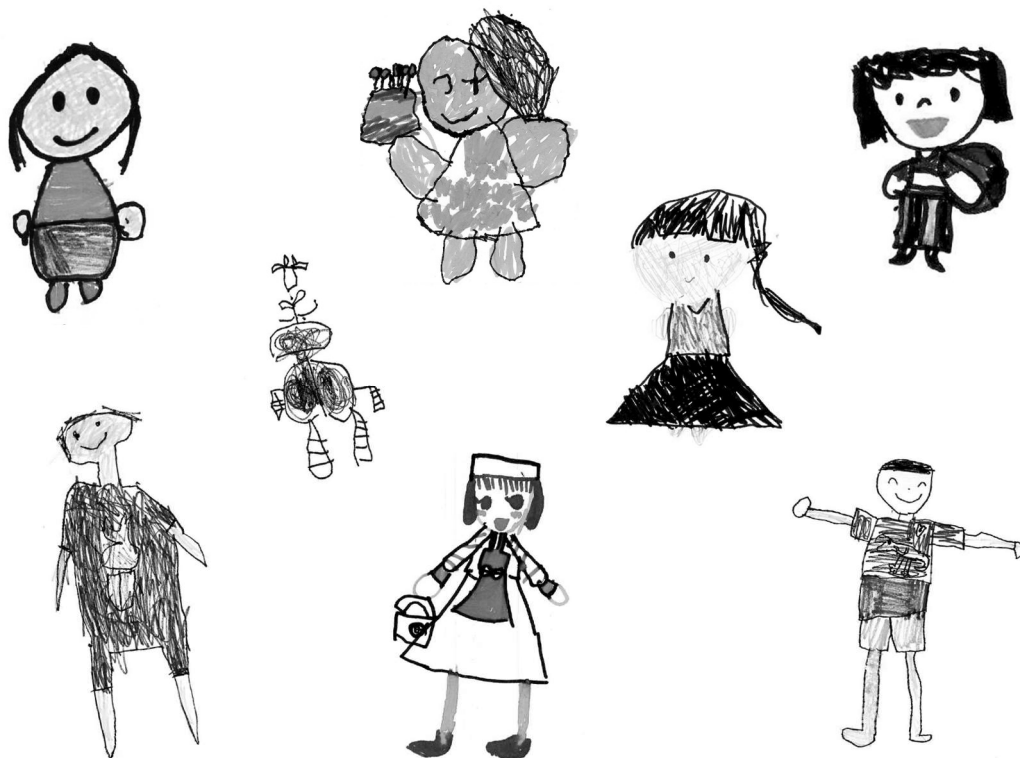
(2) 社会福祉協議会との協働・連携

- ① 社会福祉協議会との協働・連携

(3) 総合的な施策展開に向けた連携体制の構築

- ① 川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議

表紙絵や計画書内のイラストは、区内保育所に通う園児に、「(自分たちが)大きくなったら」をイメージして描いてもらいました。



あさお福祉計画

第7期麻生区地域福祉計画

(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

【発行年月】 令和6(2024)年3月発行

【編集・発行】 川崎市麻生区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課

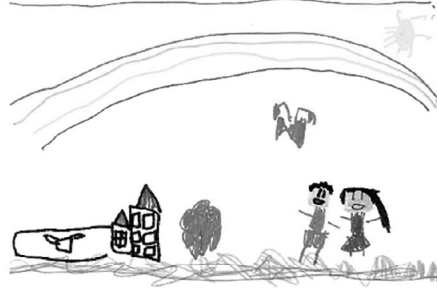
〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1

T E L 044-965-5303

F A X 044-965-5169



あさお福祉計画



計画期間 令和6(2024)年度～令和8(2026)年度